

# 「東京中央市区劃定之問題」について

石田 頼房\*

## 要 約

1880年11月に「東京中央市区劃定之問題」という表題の文書が、松田道之知事によって東京府會議員に諮問された。従来の研究では、この文書は横浜にかわる新港を東京に築く提案と看做されて来た。

この研究では、この文書の提起した問題が本当はどういうことであったのかを、この文書のもとになった資料および、この文書をめぐって行なわれた論議を検討することによって明らかにしようとした。

本研究で明らかになったのは次の様な点である。

「中央市区劃定」という言葉の意味は、文字どおり東京の中心地区の限界をかぎることであり、松田知事はそうすることによって計画対象区域を縮小し市区改良の事業量を削減しようとしたのである。この政策には火災および不衛生の原因と見られていた貧民と裏長屋を中心地区から逐い出す考えを含んでいた。

「中央市区劃定」は市区取調委員總會（1880年12月）および後任知事の芳川顕正の意見書（1884年11月）によって否定されたといわれていた。しかし、実際に否定されたのは計画区域を縮小するという点だけで、貧民逐い出しは当時の支配的意見であった。

「中央市区劃定」政策は別の形、例えば1881年の「防火路線並ニ屋上制限規則」や神田橋本町における不良住宅地区改良のようなやり方で実行に移された。

あると考えるからに他ならない。

## まえがき

1880年（明治13年）に東京府知事松田道之が府會議員に頒布した文書「東京中央市区劃定之問題」については既に明治初年の都市計画に関する幾つかの研究論文がふれている。私が、あえてこの文書をめぐる検討を思いついたのは、従来の研究論文がこの文書の表題そのものである「中央市区劃定」ということの意味内容を充分検討していない様に思われたからである。この問題意識は当時の神田橋本町改良事業を調査し、その背景に「中央市区劃定」論があるのではないかと考えたことに発する。

そこで、都市研究センター方法論グループの研究会（1979年5月15日）で試論を発表し批判検討をうけた上で、ここに論文としてまとめた。研究会の席上でも様々な討論があったし、筆者自身もまだ調べるべき点が残っていると思うが、この段階であえて問題提起として発表することとしたのは、後述する様に「東京中央市区劃定之問題」が、東京市区改正の発端とも言える重要文書で

## 1. 「東京中央市区劃定之問題」とは

「東京中央市区劃定之問題」とは1880年（明治13年）11月2日<sup>1)</sup>、第2回東京府会通常会の閉会時に松田道之東京府知事が府會議員に頒布し意見を諮問した文書で、甲乙2枚の図面が附されている。

まず、その全文を紹介しておこう<sup>2)</sup>。（字体は当用漢字体になおせるものはなおした。以下当時の文章の引用について同じ）

### 東京中央市区劃定之問題

夫東京ノ地ハ中央政府ノ在ル所内外士民ノ集ル所即チ全国ノ首府ナリ然ルニ幕府經營ノ後ヲ受ケ現時十五区ノ地広袤二里街衢一千三百五十二ニシテ頗ル市区広濶ニ過タリ維新ノ後武家地一變セシヨリ街衢ノ錯雜名状スヘカラサルニ至リ警テ十五区ノ街路一百九十里ノ延間ナリシモ更ニ新開道路ヲ算入スレハ其

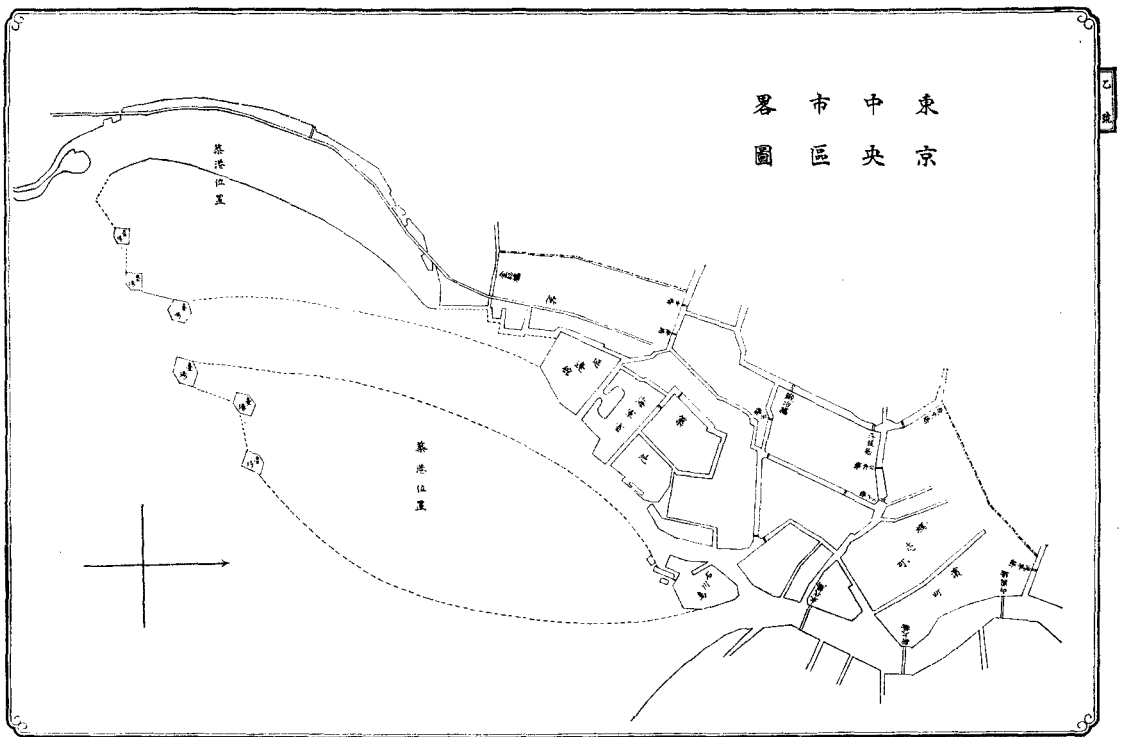
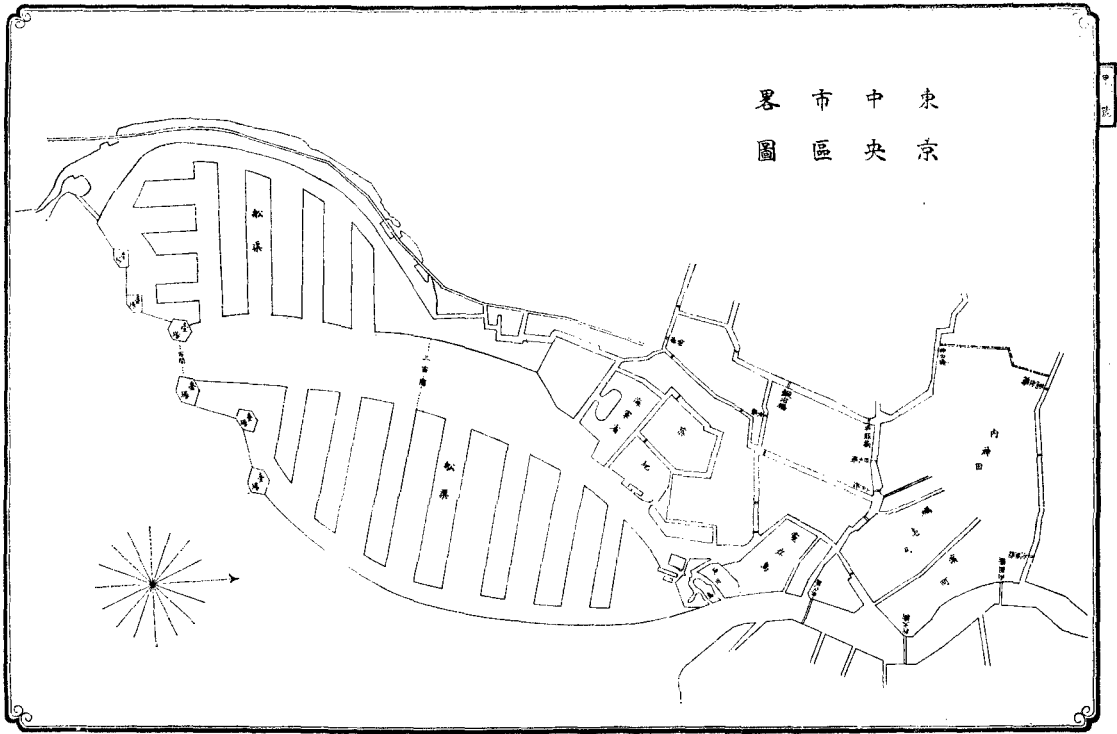
\* 東京都立大学都市研究センター・工学部

延長数十里ヲ加フ也疑ナシ今日ノ状勢如是ニシテ豪商鉅工ノ輩皆競フテ此ニ集リ遊手無頼ノ徒モ亦争フテ此ニ帰スルヲ以テ石室板屋ト相對シ鴟尾蝸殻ト相隣ル其種々ノ裡燃質物ニテ屋ノ全部ヲ覆モノ十ノ八九ニ居レリ於是乎祝融ノ災常ニ多ク風威ノ之ヲ援ル時ハ轉瞬ノ間壹万余戸ヲ焼燼ス不幸其線ニ当ルノ区ハ三年ニ一回此災ニ罹ルハ既往ニ徴シテ推知スヘシ然ルニ三年ニ一回ノ慘状ヲ見ニ忍ヒスシテ只其責ヲ板屋ニ帰スルハ抑モ未ナリ又眼ヲ衛生上ニ転シ以テ市街ノ景況ヲ見ルニ概シテ市中ニハ裏店アリ其間上水ヲ引或ハ地水ノ設ケアレハ其井戸ト圍房トノ相距ル二間ニ過ル者必ス稀ナリ故ニ汚物ノ井壁ヨリ滲透スル容易ニシテ其水質ヲ損シ之ヲ飲用スレハ健康ヲ妨ケ虎列羅空扶斯等ノ惡症蔓延ノ媒介ヲナス也疑ナシ是客歲虎列羅症流行ノ際海軍医学部ニ於テ井戸圍房ノ距離ヲ点檢シ其飲用水ヲ試験セル報告ヲ以テ証明スルニ足レリ然ルニ惡症蔓延ノ状ヲ見ニ忍スシテ只其責ヲ裏店ニ帰スルハ抑モ未ナリ以上所説ノ原因ヲ究査スレハ全ク府下十五区ノ制未タ其宜キニ適セスシテ貧富雜居シ家屋定度ナキニ由サルハアラス所謂東京ハ中央政府ノ在ル所内外土民ノ集ル所今ニシテ之ヲ改良スルノ目的ヲ立シテハ大ニ全国ノ体面ニ関スト謂ヘシ是故ニ中央市区ヲ劃定スルノ目的ヲ立今日ノ施政将来ノ規模ト合一ヲ期スレハ漸ク以テ改革スヘキモノ無慮千百ニシテ一々枚挙スヘカラスト雖モ其梗概ヲ掲レハ左ノ如シ諸官衙位置ノ事府庁位置ノ事郵便局位置ノ事瓦斯ノ線路及飲水ノ管網位置ノ事街路変更及新道開設ノ事新川ヲ鑿開シテ舟楫ヲ利スル事橋梁架設ノ事火災予防ノ事家作制限ノ事火災保險区ノ事練兵場位置ノ事区役所位置ノ事町会所位置ノ事養育院位置ノ事病院及癲狂院位置ノ事中小學校位置ノ事博覧會位置ノ事海岸埋立埠頭築造ノ事区裁判所及警察本分署位置ノ事其他人民ノ職業ニ付テハ蒸氣機械ヲ設置セル製造所摺付木製造及貯蔵所花火製造及貯蔵所玻璃製造所硝酸硫酸等揮発劇烈ノ薬剤製造所垂爾格爾製造及貯蔵所瓦斯製造所煉化石製造所揮発油製造及貯蔵所火藥製造及貯蔵所陶器製造所金屬分析所瓦製造所鍛冶及鑄鋁所油酒類製造及貯蔵所糞灰置場石炭置場糞及林草置場糞ヲ設置セル諸工場材木竹石及薪炭置場石灰置場青物市場魚鳥市場借馬場諸車置場諸見世物相撲場演劇場貸座敷等何レモ位置ノ制ヲ設クヘキ者ナリ而シテ物品入市ノ稅ヲ徵シ其經營ヲ助クル等ノ事モ亦尠シトセス今ヤ此目的ヲ定メ以テ将来ノ事ヲ処スルトキハ百般ノ便益ヲ來シ竟ニ中央市区ハ豪商輻輳ノ所トナリテ商業隆盛地価亦隨テ騰貴シ尺寸ノ余地ナキ日即チ巍乎タル層樓林立ノ時ナリ於是乎鉄管ヲ以テ水ヲ幾層ノ石室ニホセ瓦斯ヲ以テ燈ヲ炬字ノ長欄ニ点スルハ

自然ノ勢ニシテ今日ノ板屋蝸廬ハ其影ヲ留メス豈ニ圍房ノ汚臭飲水ニ混和スルノ事アラヤ蓋シ如此ニシテ始メテ全国ノ首府タルニ愧サルヘシ然ト雖トモ只管市区ノ縮小ニノミ注目シ其地ノ繁盛ヲ企図セサルトキハ又久シカラシテ衰弊ノ城ニ至ラン是豈ニ思ハサルヘケンヤ今ヤ市区改良ノ目的ヲ以テ後來ノ計ヲナスニ早晚東京灣ヲ開クヨリ善ナルハアラス於是新ニ東京灣ヲ開キ以テ互市場ヲ此ニ設クルトキハ所謂府下ノ市区ハ商賈貿易ノ源ヲ占メ漸々昌盛ノ城ニ達スルハ更ニ疑ヲ容レサル所ナリ然レトモ予メ百年ノ形勢ヲトシ永遠ヲ期スル者ニシテ固ヨリ一朝一夕ノ講究シ得ヘキ事業ニアラス於是先ツ試ニ現今ノ地勢ニヨリ将来盛衰ノ赴ク処ヲ察シ中央市区及新港ノ位置ヲ定ルノ目的ヲ立シテ抑中央市区ノ位置ハ大ニ新港ノ位置ニ關係スルモノナレハ乙ノ位置先ツ一定セサレハ甲ノ位置ヲ定ルニ由ナシト雖トモ今仮ニ築港ノ位置ヲシテ隅田河口ヨリ品川沖台場邊ニ在ルモノトセハ商賈貿易ノ中心ヲ占メ所謂中央市区ノ名目ニ適當スヘキ位置果シテ何所ニ在ルカ例ヘハ西ハ鍛冶橋筋ノ外濠ヲ界シ北ハ神田川ヲ限リ若クハ淺草ノ一部ヲ包ミ東ハ大川筋ニ止リ南ハ新橋乃至金杉川ヲ境トセンカ或ハ新港ノ位置ニ依リ地勢モ亦將ニ東南ニ面シ漸々北衰南盛ニ傾クヘキ疑アレハ少ク西北ノ一分ヲ殺テ日本橋辺ヲ界トシ東南ハ之ニ反シテ芝田町辺マテ拡張センカ之ヲ要スルニ其位置広狭ノ如キ實ニ百年ノ規模ヲ此ニ定ルモノナレハ極メテ容易ノ事ニアラス故ニ此問題ヲ起シテ大ニ輿論ヲ求ント欲シ先ツ議員諸君ノ意見ヲ諮問ス

従来「東京中央市区劃定之問題」（以下「劃定之問題」と略す当時の府庁内文書では「問題」と略記されていた）は1880年6月に府会に諮問されたとする見方が一般的であった<sup>4)</sup>。文書部分が府会に諮問すべく6月段階で印刷に付されたのは事実のようであるが<sup>4)</sup>、府会に提出されないまま経過し、府会閉会時にいたって「先ツ本会ノ意見ヲ諮問ス」という文章の末尾を「先ツ議員諸君ノ意見ヲ諮問ス」と手書きで書き改めて議員に頒布されたのが事実である。甲乙2枚の図面については原図は5月に出来上っていたと思われるが印刷が出来上ったのは10月末になってからであった<sup>5)</sup>。

なぜ6月段階で府会に諮問すべく印刷されながら、11月まで経過し、府会ではなく府会議員への諮問になったかは明らかではないが、「朝野新聞」（1880年11月4日付）によれば、知事は「此問題ハ当議會ニ付シテ其意見ヲ聞カント欲シタルモ議事數日ニ涉リ余白ナキヲ以テ今更ニ議員各自ニ呈シテ十分ニ意見ヲ聞キ以テ輿論ノ何レニアルヤヲ問ハントス」と文書を頒布するに當って述べたという。この年の府会通常会は5月20日から11月2日



までの異例の長期間にわたって開かれ、主として財政上諸事業を見なおす件をめぐって府当局と緊張した関係がつづいたといわれる<sup>6)</sup>。特に、この年の2月臨時府会で火災予防事業予算およびその費用にあてるための府債募集に関する議案が修正可決になった時の付帯意見<sup>7)</sup>にもとづき、火災予防費を地方税費目の一と為す件につき政府の許可を得て提出された地方税費目増加議案をめぐる論議で、この種の事業を地方税の負担でおこなうことに強い反対意見が出て、府当局はこれを「之レ等ヲ地方税ニテ支弁シ能フト云フノ意ナリ其事業ヲ今日直ニ起スト云フニハアラス」という様な言い方で切抜けたものの<sup>8)</sup>、結局、火災予防事業府債を募集することは出来なかったというような状況があった。「劃定之問題」が提起している事が市区改良事業であるだけに、このような状況のもとで府会へ諮問することが躊躇されたものと思われ、単に時間がなかったのでは無からう。

「劃定之問題」は11月4日付および5日付各紙で報道された他、府会議員への諮問前の10月30日に警視庁へ<sup>9)</sup>、11月5日付で陸軍省・海軍省・工部省・土木局・駅通局等の諸官省、商法会議所・地学協会・三菱会社・工業社・石川島造船所・東京経済雑誌社・東海経済新報社・風帆船会社・三井物産会社等に送附して意見を求めた<sup>10)</sup>。又、11月9日には広く意見を求めるため新聞広告を出すことを決めている<sup>11)</sup>。

## 2. 従来における「劃定之問題」の見方

従来「劃定之問題」にふれた研究論文は幾つか見られる。しかし、前にも述べたように、これらはこの文書の表題となっている「中央市区劃定」ということの意味を検討し、正しく評価していない様に思われる。本節では、都史紀要25巻『市区改正と品海築港』1969（以下、都史紀要25と略記）、『近代日本建築学発達史』第6編2章「市区改正」（以下、上野勝弘、1972）、石塚裕道「19世紀後半における東京改造論と築港問題」都市研究報告22号（以下、石塚裕道、1971）をとりあげ、この点を検討してみることにする。

都史紀要25は「劃定之問題」によって示された松田知事の考えは「道路を中心とした市区改正と併行して、開港場ともつかず、中途半端な立場の東京を、築港によって、大開港場とし、横浜に代る貿易港を兼ねた大都市をつくりあげよう（傍点引用者）」というものであったと見ている（同書pp.16）。その論拠となっているのが「劃定之問題」の5月21日付草案である。都史紀要25は、その後半部分を引用し、それが「劃定之問題」の印刷文書と比較して築港問題に関してより積極的・具体的であることから「これが、東京府当事者の本当の考えであったらう」と述べ、前に引用したように松田知事の考えを判

断している。この5月21日草案は東京市史稿港湾篇第3巻（以下、市史稿港湾3、又は資料-2）で始めて紹介され、都史紀要25でとりあげられたものであるが、ここでは都公文書館蔵『明治十三年起市区改正回議録』（以下「市区改正回議録」又は資料-17）にある5月21日草案の原本によって、この草案およびその添削の性格について検討してみよう。この草案には次に示すような起案文書がついている。

明治十三年五月廿一日出 一等属伊藤徹<sup>⑩</sup>

知事 書記官 市区改正委員<sup>⑪</sup>

東京市区改劃之儀ニ付広く妥当ノ説を御覽シテ相成候御趣意ニより府會議員へ御諮問案別紙之通取調申候右ニテ可然候□式百部印刷ニ付シ申度尤も函面ハ細石版ノ裡其価ノ廉ナル方を以テ取付申度存候此段至急相伺候也

この起案文書には書記官、知事の印がなく「判決済」という決裁済を示す印もない。そして起案者草案（加筆訂正前のものを区別してこう呼ぶ）には全体にわたって2回以上の朱筆が加えられている。したがって市区改正委員によって調整された起案者草案は書記官又は知事（あるいは双方）によって添削され、決裁にならず戻されたと思われるのである。したがって、起案者草案に加えられた添削、こうして出来た5月21日草案から印刷文書までの変更の経過（たとえそれが当時の東京府をめぐる情勢に対する配慮から出たものであったとしても）の中にこそ知事、書記官など「東京府当事者」の意向を見るべきであろう。

では起案者草案から草案、そして印刷文書への変化の特徴は何かと言えば、築港の必要性について述べた部分および築港の具体的なイメージに係わる部分の大幅な削除簡単化と、この文書及び略図が相当な検討を経ていているという印象を薄めることの2点である。

即ち、起案者草案で「東京湾ヲ開キ彼ノ横浜港ヲ此ニ移スヨリ善ナルハアラス」とあった部分を「東京湾ヲ開クヨリ善ナルハアラス」と改め、これにともなって横浜港を移す理由として、横浜港と居留地の関係を正す必要があると述べた部分を全面削除している。又、草案上では残されたが、東京港の位置及計画について具体的に述べた部分である「東京築港ハ佃島ノ南岸及芝金杉新浜町ヨリ砲台ニ至ルノ間海ヲ劃スルニ二条ノ堤防ヲ施シ其堤防ノ相距三百有餘間ニシテ水深之ニ適ス即ス藍波茫渺ノ処無数ノ船舶以テ錨ヲ投スヘク左右許多ノ船渠巨萬ノ荷物ヲ運搬スヘシ（後略）」などと述べた部分は印刷原稿（6月16日）段階で全面的に削除されている。要するに築港は、起案者草案における「築港計画」から、印刷された「劃定之問題」における中央市区の位置にかかわ

る「築港の位置」に弱められたのである。

第2の点として、文書および略図が相当な討議をへていると述べた部分「現今ヨリ将来ヲ推シ目下十五区ノ裡ニ就テ中央市区ヲ劃定シ新ニ築港スヘキ位置等反覆討議ヲ経テ問題及略図ヲ示ス」の部分全体として削除している。そして、これにつづいていた「抑モ中央市区ノ劃定ヲ議スルヤ予シメ百年ノ形勢ヲトシ永遠ノ昌盛ヲ期スル者ニシテ固ヨリ容易ノ業ニアラス於是乎現今ノ地勢ニヨリ将来盛衰ノ赴ク処ヲ察シ丁寧及反覆以テ其宜キヲ裁セサルヘカラス」の部分「予メ百年ノ形勢ヲトシ永遠ヲ期スル者ニシテ固ヨリ一朝一夕ノ講究シ得ヘキ事業ニアラス於是先ツ試ミニ現今ノ地勢ニヨリ将来盛衰ノ赴ク処ヲ察シ十五区ノ裡ニ就テ中央市区ノ位置ニ新港ノ位置ヲ定ムルノ目的ヲ立テントスレハ則チ左ノ箇条ハ如何ナルヲ適当トナスヤ」<sup>13)</sup>と改めている。また、添削の中間段階では「反覆討議ヲ経テ問題ヲ掲ゲ広く衆説ヲ聞ント欲ス」というように「略図」だけを削除したと思われる状況もある。これらの点を総合して見るならば、添削者（書記官又は知事）は築港に関する内容及び略図は充分検討されたものではなく、したがって府の方針とするべきでないという認識をもっていたと思われる。前述の様に「劃定之問題」の印刷文書から築港の具体像が大幅に削除されている理由もここにあると見られる。

なお、資料一2には示されていないが、起案者草案の表題および前半部分にも部分的にはあるが添削が加えられている。この起案者草案はもともと「東京中央市区改劃之原由」と題されていたものを「東京中央市区劃定之議」に、更に「東京中央市区劃定之問題」と訂正されたものである。又、本文中でも「中央市区ヲ改設スルノ目的ヲ立テ」とあった部分に付箋をもって「改設ヲ劃定トスヘシ」と訂正が加えられている。要するに添削者は「劃定」という言葉を特に重視していたと思われる。

以上の検討から、都史紀要25の5月21日草案（起案者草案か添削後をさすか不明）こそ東京府当事者の本当の考えであったろうという見方は「東京府当事者」を起案者である市区改正委員とすればそのとおりであろうが、「東京府当事者」を松田知事自身として、知事が「横浜にかわる貿易港を兼ねた大都市（傍点引用者）」をつくらうとしていたとする考え方には疑問がある。

上野勝弘（1972）は「劃定之問題」の諮問時期については明治13年11月と正しく指摘しているが、「劃定之問題」において「築港は市街地改造の前提と考えられ」ていたとし、「肥田浜五郎の築港調査の結果に基づき、それぞれの位置が提案されたのである」と述べている。上野は「築港は市街地改造の前提」の論拠として「抑モ中央市区ノ位置ハ大ニ新港ノ位置ニ関係スルモノナレハ乙ノ位置先ツ一定セサレハ甲ノ位置ヲ定ルニ由ナン」の部分等を引用しているが、これは後で詳しく検討するよう

に単に双方の位置に深い係りがあることを述べていたにすぎない。肥田浜五郎調査にもとづく位置の提案という点も、確かに後の1882年知事引継文書中<sup>14)</sup>に「曾テ十数年前ニ肥田浜五郎カ規画セン東京湾築港ノ図面ヲ以テ仮ニ問題トナシ」とあるが、この略図発表直後の土木局からの問いあわせに対しては「工師等ハ要セズ前年中或人ノ調査セン図面ニ依リ」と名前をふせており<sup>15)</sup>、「目論見設計等ハ追々取調之積」と、つとめて充分な調査に基づく図面ではないことを強調しているのである。ところが、上野は、「劃定之問題」が「築港は市街地改造の前提」としていたとするに止まらず、中央市区劃定すなわち築港という見方さえとるのである。即ち、1884年に芳川顯正が「市区改正意見書」の中で中央市区劃定の考え方をとらないとしたことに触れ、「築港と深い関係にあった中央市区の画定の問題を（中略）否定し、市区改正と築港との関係を白紙にもどした感があった」と述べている。後に詳しく検討するが、芳川顯正が否定したのは文字どおり市区改正計画の範囲を「中央市区」に限定する意味での「中央市区劃定」であって、築港問題を否定したり市区改正との関係を白紙に戻すようなことを意味する言葉は「市区改正意見書」のどこにもないのである。

石塚裕道（1971）<sup>16)</sup>は「劃定之問題」の性格を「市街地改造案と築港論にわたり、以後の政府・府当局関係者が起草・上呈した諸建議の出発点にあたる位置にあった」と評価し、その内容を「「中央市区」の画定、公共建築物と諸工場の立地および都市諸施設と交通手段の整備が緊急に必要であることを説いていた」ものであり、「東京湾の開鑿（隅田川口より品川台場近辺に築港が必要）と「互市場」の新設をもって、東京を「商売<sup>17)</sup>貿易」の中心地にしようとする構想もあわせて指摘されていた」と紹介している。私は「劃定之問題」が築港の構想を述べているとは考えないが、石塚、1971は諸論文の中でも、最も正確に「劃定之問題」の性格をとらえていると言える。しかし、ここでも、この文書の表題である「中央市区劃定」の概念およびその思想的背景については全く触れていない。

その他の、この時期の市区改正の発端についてふれた著作・論文（例えば稲垣榮三、1959；伊藤ていじ、1960；柴田徳衛、1967など）<sup>18)</sup>は、これ等が主として依拠していると思われる「市区改正事業誌（1919）」（以下、資料一8）が「劃定之問題」にふれず、その諮問にもなつて設けられた市区取調局についてのみ述べていることを反映してか「劃定之問題」に全く言及していない。

### 3. 市区縮小論としての「中央市区劃定」

「劃定之問題」の中心課題は「中央市区」と呼ぶべき

範囲を確定し、市区改良の対象とする区域をこの範囲に縮小しようということであり、その理由は、当時の十五区は広濶にすぎるといふことと所要事業量を縮小する必要があるという2点であったと考えられる。このことを論証するため、第1節で全文引用したが「劃定之問題」の構成と内容について正確にみておこう。

### 3-1 「劃定之問題」の構成と内容

全体として「劃定之問題」は六つの部分からなりたっている。まず最初の部分は東京市区の現状を述べた部分である。ここでは「現時十五区ノ地広袤二里街衢一千三百五十二ニシテ頗ル市区広濶ニ過タリ（傍点引用者。以下本項は同じ）」と述べていることが注目される。さらに、火災、衛生上の問題がいずれも板屋・裏店からおこっていることを指摘した上で「只其責ヲ板屋ニ帰スルハ抑モ末ナリ」「只其責ヲ裏店ニ帰スルハ抑モ亦末ナリ」即ちただ板屋・裏店がわるいと言っているだけでは駄目だと述べている。

第二の部分では、これらの状況の原因が「全ク府下十五区ノ制未タ其宜キニ適セスシテ貧富雜居シ家屋定度ナキ」にあるとしているが、ここで貧富雜居を問題としてあげている点は後に述べる貧富分離論との関係で注目される。そして、「中央市区」を「劃定」し「今日ノ施政将来ノ規模<sup>19)</sup>ト合一ヲ期ス」ようにすれば「無慮千百」のことが「漸ヲ以テ改革」できるようになるとしている。要するに市区改良をおこなうべき「中央市区」の範囲を定め、「将来ノ規模」（即ち計画）にあわせて施政を進めてゆけば、多くの事が次第に改良されてゆくという考えである。

第三の部分では、「改革スヘキモノ」として数十項目にわたって列挙している。これ等は当時考えられていた市区改良（都市計画）の内容として極めて興味深いので次節で詳しく検討する。

第四の部分は、このような改良を行なうことによって「豪商輻輳ノ所」となる筈の「中央市区」の様子をイメージ豊かに描きだした部分である。前述の様に草案の中の築港に関する具体的描写の部分が印刷文書では削除されているのに「中央市区」については残っていることは留意すべきであろう。ここで「地価亦随テ騰貴シ」「巍乎タル層樓林立」「板屋蝸廬ハ其影ヲ留メス」などと叙述しているのが注目される。

第五の部分は築港に係わる部分で「只管市区ノ縮小ニノミ注目」すること無く、其繁盛を企図することが必要で、それには「東京灣ヲ開キ以テ互市場ヲ此ニ設クル」ことが良いと述べている。

第六の部分は「中央市区及新港ノ位置ヲ定ル」ことを論じ、この両者が大いに関係あるとして「乙（築港）ノ位置先ツ一定セサレハ甲（中央市区）ノ位置ヲ定ルニ由ナン」と述べている。これが「築港は市街地改造の前提」というのが「劃定之問題」の考へたとする論拠になっ

ているが、この文章には「ト雖トモ」という接続詞が続き、更に仮に築港の位置を想定して「中央市区」の位置をオルタナティブの形で示し意見を求めているのであるから、「築港は市街地改造の前提<sup>20)</sup>」というようなことでは無いことは明らかである。

以上要するに「劃定之問題」をありのままに読めば、「広濶ニ過キ」「貧富雜居シ家屋定度ナキ」状況の市区の縮小劃定により「漸ヲ以テ改革スヘキ」ことが多くなり、その結果「中央市区」には板屋裏店はなくなり「豪商輻輳」「巍乎タル層樓林立」し「全国ノ首府タルニ愧」なくなると述べているのであり、「市区縮小論」にもとづく市区の改良こそ中心的論点であるといえよう。「築港」は縮小した市区の「繁盛ヲ企図」する方法、「中央市区」の位置を定めるのに係わり深い事項として取りあげられていると見るべきであろう。

### 3-2 「劃定之問題」に至る経緯の検討

起案者草案から印刷文書に至る過程で築港問題にかかわる具体的内容が削除されたことは既に前節で指摘したが、本項では草案以前の経緯から「劃定之問題」の性格を検討してみよう。従来「劃定之問題」あるいは松田道之知事の考え方に影響をあたえた人物として田口卯吉をあげ、特にその論説「船渠開設ノ議」（田口、1879）あるいは「東京論」（田口、1880）および、田口が主宰する東京経済雑誌社が「劃定之問題」に対して述べた意見書「謹テ御下問ニ答ヘ奉ル覚書」をあげている論文がある（都史紀要25；石塚、1971）。「船渠開設ノ議」が「劃定之問題」の中で築港問題がふれられる要因をつくったことは有ったかもしれないし、「東京論」や東京経済雑誌社の覚書が「劃定之問題」の論議のされ方に少なからぬ影響を与えたこと<sup>21)</sup>は否定出来ない。

しかし、ここでは「劃定之問題」に先だち、かつその成立に深い係わりがあることが明らかな3つの資料をあげ検討を加えたい。1つは松田知事の前任者楠本正隆から松田知事に対する「事務引継演説書（1879年12月12日）」（資料一19に所収）であり、2番目は1880年1月20日および21日付郵便報知新聞社説「東京市井之区画結構<sup>22)</sup>」であり、3番目は松田知事自身が伊藤博文内務卿にあてた「焼失跡家屋制限之儀ニ付伺（1880年2月16日）」（資料一20にあり。資料一3、pp.607—609所収）である。

楠本正隆は「演説書」中で「拙者在職中該都府ノ為ニ特ニ計画シ未タ遂ケサル所ノ三事<sup>23)</sup>ヲ左ニ掲ケ以テ取捨ニ供セントス」と述べ、その2番目として次のように述べている。

十五区ノ地ハ住民ニ比較スレハ土地頗ル広濶ニ過キ加フルニ従前武家地町地錯雜ノ遺跡ヲ存シ街衢条直

ナラス水運亦タ不便ナレハ漸次改良セサル可カラス  
 抑東京ノ地形タル大勢東西ノ二部ニ分レ其西部ハ所謂山ノ手ニシテ岡陵起伏概ネ高燥ノ地タリ其東部ハ所謂下タ町ニシテ浜海沿河概ネ低湿ノ地タリ山ノ手ハ運輸不便ニシテ市塵ニ適セスト雖トモ官舎学校病院及ヒ貴族官員ノ邸宅別業等商賈ニ非ル者ノ居所ニ適スヘク深川及本所兩区ハ土地極テ卑湿井泉淨カラスンテ住居ニ適セスト雖トモ運輸至便ナルカ故ニ材木薪炭瓦石等重量物貨ノ市場ニ適シ且倉庫ヲ置キ或ハ製作所ヲ設クルニ最モ宜シキ地ト謂フヘシ下タ町ノ内日本橋区京橋区及神田区ノ東部浅草区ノ南部芝区ノ北部ハ最モ市塵ニ適スルノ地ト謂フヘシ故ニ北ハ浅草蔵前辺ニ溝渠ヲ開キ下谷ニ通シ南ハ芝新銭座辺ニ開キ愛宕下ニ通シ一ハ以テ運輸ニ便ニシ一ハ以テ市街ノ区域ヲ正シ是ヨリ以内ヲ内町トシ以外ヲ外町トシ内町ハ地形ニ依リ尙ホ溝渠ヲ開鑿シテ縦横貫通舟運ヲ至便ニシ巨商家賈ニ適當スル市塵ト為スヘク且町内緊要ノ市街ハ街燈ノ如キモ亦遍ク点シテ以テ其便利ヲ開キ繁盛ニ致ササル可カラス此東京市街改良ノ事業タル先ツ規模ヲ立テ其成功ヲ永遠ニ期セサル可カラス其事業タル内町外町ノ区域ヲ始トシ溝渠開鑿及ヒ変更道路新開及ヒ変更水道ヲ達スヘキ地瓦斯ヲ引クヘキ地防災線ヲ設クヘキ処海岸ノ埋地埠頭築造等ニシテ固ヨリ一朝一夕ニ計畫スヘキニ非スト雖トモ之ヲ予定セサルトキハ先ニ施行スル所或ハ後ノ障害トナリ前後ノ事業方向齟齬スルトキハ遂ニ成功ノ期ヲ得サルヘシ故ニ現今ノ地図ニ拠リ将来施行スヘキ方向ヲ定メ将来ノ地図ヲ製シ政府ノ許可ヲ得テ之ヲ前途ノ標準ト為サント欲シ曩ニ委員ヲ命ジ之ニ着手スト雖トモ其事至難ニシテ未ダ遂クル能ハス此規模ヲ予定スル市政上關如スヘカラサル者ト信スルナリ

よく知られているように東京府が市区改正に対する取り組みを始めたのは楠本正隆知事の時代であり、1876年12月に委員を設け調査を開始しているが、この「事務引継演説書」は、いわば引継時点におけるその総括であろう。この内容は簡単に要約すれば、①十五区の地は住民に比して「土地頗ル広濶ニ過キ」とし、②十五区内を地域区分して、それぞれについて地形・高燥低湿の別・土地利用の適合性を指摘し、③日本橋、京橋、神田東部、浅草南部、芝北部などの最も市塵に適する地域を溝渠をつくることで「区域ヲ正シ是レヨリ以内ヲ内町トシ」、④内町において市街地改良を行なうべきであると述べている。また、⑤「劃定之問題」ほど多様ではないが、施行すべき諸事業を列挙している。最後に、⑥「計画」の意義を「将来ノ地図」（計画図の意であろう）をつくり「前途ノ標準」として「前後ノ事業方向齟齬」を

なくすことにあると述べている。

この文書は前任者から松田知事への引継文書であり、これが松田知事の市区改良問題へのとりくみの出発点になったことは論をまたないが、一読してわかるように、その論旨の進め方に「劃定之問題」と強い共通性があるといえよう。この演説書の「内町」は概念的にも、示された区域の範囲からも、松田知事の「中央市区」であり、広濶にすぎる十五区の中に溝渠を設けて「内町」の区域を正し、各種事業を進めるということは「中央市区劃定」に他ならないといえよう。なお、この文書で築港問題は「海岸ノ埋地埠頭築造」という形で他の事業と並列的にしか扱われていない。

第2にあげた、郵便報知新聞の「東京市井之区画結構」については、「劃定之問題」が公表された直後の11月5日付同紙社説「東京中央市区ノ改正ヲ論ス」が「劃定之問題」の主意にふれ「抑モモノ問題タル余輩ノ夙トニ發論スル所ニシテ本年一月廿日及ヒ廿一日ノ社説（即チ二千八十八号ニシテ其問題ヲ東京市井之区画結構トス）ニ於テ意見ヲ開陳シ世人ニ諮問セル論題ナリ」と述べているように、その趣旨において「劃定之問題」とほとんど同様であるばかりではなく、所々に「劃定之問題」と酷似した文章表現さえ出て来るのである。

まず「市井之区画結構」の論旨の概要を紹介しよう。この社説では、まず①東京を「日本ノ首府タラシムル」ためには「東京市井ノ区画及ヒ結構」を現在のままにしておいてはいけなことを述べ、②徳川時代に「中央市区ト称スヘキ場所」が拡大し「今日ノ如キ広濶ナル市区」になったのは問題だとし、したがって、③「市井ノ区画結構ヲ改革スベキ所以」を論ずるにあたって「市区ヲ縮小スルノ一事（傍点原文）」を強調したいと述べている。そして、現在の市区の問題点として火災をとりあげ、その原因をさぐり、④「市区ノ広濶ニシテ種々ノ家屋市内ニ葦布シ貧人ノ陋屋ハ富人ノ高樓ト接シ賈人ノ商店ハ官吏ノ住宅ニ鄰シ千状万態名状ス可ラサルノ混雜ヲ市区ニ現シタルヲ以テナリ」とのべ、再び「市井ヲ縮小スルヲ以テ市井ノ結構ヲ改正スルノ第一段（傍点原文）」と述べている。次いで、⑤「市井ヲ縮小シテ中央市区ノ經界ヲ立ツルノ一事」は容易に出来ることでないとしても「方按」なしに時に応じ様々な事業を進めてゆくと「市区ノ改正セサル可ラサルノ日ニ達セハコノ一時ヲ凌キタル物件ハ皆永遠ノ障害トナルヤ必セリ」とし、三度「中央市区ヲ縮小スルヲ以テ方按ノ根基トナシ之ヲ縮小スルニハ斯クノ如クセサル可ラスト先ツ其規模ヲ定メ（傍点原文）」る必要があると述べている。これは「方按」「規模」即ち計画あるいは将来像の重要性をといっているのであるが、これにつづく「今日ノ市政モ亦将来ノ規模ト相合一スルノ方法ニ拠リテ施行セザル可ラズ」と計画が行政の規範となるべきことを述べた部分は「劃定

之問題」に「是故ニ中央市区ヲ劃定スルノ目的ヲ立今日ノ施政将来ノ規模ト合一ヲ期スレハ」と書かれているのと論旨、文章表現とも極めて類似性が高い。

1月21日付の部分では、⑦「中央市区ノ経界ヲ設ケテコ、ニ建築スベキ家屋ノ制度ヲ定メ」ることの影響を検討し、「市井ノ区画結構稍改正ノ緒ニ就キ中央市区ノ地価非常ニ騰貴シ且ツ家屋建築ニ規規ヲ設ケ道路橋梁等ノ体裁一ニ中央市区タルノ合格ヲ備フルニ至ラバ貧窶ノ小民ハ固ヨリ中央市区ヨリ退転スルニ至ラン」と、これが貧民逐い出しにつながることを予想しながらも、或いは「欧米都府ノ風ニ倣ヒ四階五階ノ高樓ヲ構エテ多数ノ市民ヲ容ルル」ことになるかもしれないし、「全ク商店市場ノ占ル所ト為リテ富豪ノ人ト雖モ其住屋ハ市区内ニ営マズシテ市区外ノ便地ヲ択フ」かもしれないなどと述べている。そして最後に、⑧市区縮小によって、各人の往來の便がよくなり施政上も、警察、郵便電信の費用の節減が期待できると述べている。

この郵便報知新聞の社説が東京府の方針にどれだけ影響を与えたかを論証することは困難であるが、「劃定之問題」公表後、広く新聞広告をして意見を求め、関連記事のある新聞雑誌を購入した<sup>24)</sup>程の東京府当局であるから、当然この社説を眼にし参考にしたと見るべきだろう。

さて第3の資料「焼失跡家屋制限之儀ニ付伺」は、提出後内務省との間に内容に関して若干のやりとりがあった<sup>25)</sup>後、3月24日に時の内務卿松方正義より「書面伺之通」という指令書が下付されている。この文書の中心点は、1879年12月26日の箱屋町大火で焼失した日本橋・京橋両区の焼失跡について「現在ノ建物ト将来建築スヘキ家屋種類ノ如何ヲ不問其屋ヲ葺クニ燃質物ヲ用フルコトヲ制止」するよう布達することの許可を伺い出ることであったが、その中で、このような制限が別途予定されている火災予防事業との関連で行なわれるものであることを指摘した上で、防火線内にのみ家屋の制限を行なうのでは資力なきものがその区域外に家屋を作るので効果が薄いとし、恒久策にふれ次のように述べている。

是ニ於テ中央市区ノ経界ヲ改劃シテ将来ノ規模ヲ予定シ一般家屋ノ制度ヲ設クルハ緊要ノ儀ト存候抑モ東京ノ地ハ幕府経営ノ後ヲウケ現時十五区内ノ町数一千七百七十九店裏二里ニ過タリ中ニ就テ堅牢家屋モ亦尠ナカラスト雖モモ板屋十ノ七八ニ居リ常々火災ノ惨毒ヲ免カレサルハ実ニ自然ノ勢ナリ今ニシテ中央地区ヲ改縮スヘキ目的ヲ定メ火災予防事業等漸ク以テ将来ノ規模ト合一ヲ期シ遂ニ一般家屋ノ制度ヲ相立申度候果シテ一般家屋ノ制度ヲ設クルノ日ニ當リ猶其制度ニ応スルノ資力ナキ者ハ自カラ中央市区ヲ去テ他ノ冷澹ノ地ニツキ貧富代謝シ市井清肅ニ

帰スルハ当然ノ儀ト存候

要するに今回の制限は先ず両区の焼失跡についておこなうが、将来は中央市区の改縮をおこない<sup>26)</sup>その全体に家屋の制限を設けるつもりで、それによって「資力ナキ者」が中央市区を去り寂れた土地にゆき「貧富代謝」がおこるのは当然だとさえ述べている。この伺書は松田知事自身によって内務卿に提出されたものであり、東京府当事者としての松田知事の本当の考えであった事は疑いが無い。しかも上掲の部分の論旨は「劃定之問題」から築港部分を除いたものと大筋において一致しており、「中央市区劃定」が火災予防のための事業をおこなう範囲および一般家屋制限をおこなう範囲を限定するという観点から発想されて来たことを示している。又、その結果「貧富代謝」分離がおこることを当然としているという点から、「中央市区劃定」は貧富分離を当然とする思想的背景を持っていたことがわかるのである。

以上、前節で検討した「東京市区改劃之原由」から「劃定之問題」に至る添削の経緯、および本節で取上げた「劃定之問題」の詳細な内容とこれに先立つ3つの資料の検討から「中央市区劃定」という言葉の意味するもの、従って「劃定之問題」の中心的課題は、市区改良事業および家屋制限の範囲を限定するという意味での「市区縮小論」であり、「貧富分離論」をも背景にもつものであることが明らかになったと思う。築港が「劃定之問題」の中に入って来た理由には、田口の論文（田口、1879）などによって東京築港が目されるようになったことがあると思われ、1880年初め以来の府庁内の市区改正委員による調査でも、道路とあわせて築港関係の資料も集められていた<sup>27)</sup>。しかし、知事就任直後に箱屋町大火（10,600余戸焼失）を経験した松田道之知事にとっては依然として火災予防を中心とした市区改良が中心課題として意識されていたものと考えられる。

#### 4 「劃定之問題」に示された改良事業の内容

「劃定之問題」の中には中央市区を劃定し、「今日ノ施政将来ノ規模ト合一ヲ期スレバ」、改良事業として進めてゆくべきものは「無慮千百」もあり「一々枚挙スヘカラス」としながらも、其梗概として実に多数の事業を列記しており、紙数の5分の1をこれに費している。当時市区の改良として何が考えられていたのかを知る資料として興味深いので検討してみよう。

これらは大別すると次の6つになる。

①「〇〇位置ノ事」という書き方であげている公的建築物等の配置。公的建築物等としては、諸官衙、府庁、警察署、郵便局、小中学校、病院等11種類があげられ、町会所、博覧会の様なものも入っている。当時のお大名屋



敷を上地して諸施設にあてており、中央官庁集中も論じられている時期でもあり、これ等施設の配置計画が問題となったものであろう。

④街路・河川・橋梁・ガス・水道の計画。いわゆる都市基盤施設の計画である。

⑤火災予防、家作制限、火災保険区<sup>28)</sup>などの防災関係。

⑥海岸埋立埠頭築造。これは極めて簡単にこれだけ書いてある。楠本前知事引継文書の表現と同様である。

⑦「人民ノ職業ニ就テハ」として28の業種業態をあげ、「何レモ位置ノ制ヲ設クヘキ者ナリ」としている。公共的建築物等については前述の様に「…位置ノ事」とあり配置計画と見られるが、ここで、「位置ノ制」と書いているのは、これらは民間の施設であるので規制的手法をもって扱うということであろう。その制が地域制的なものを想定していたのか、各箇に営業許可的に扱うことを考えていたのかはわからない。挙げられている28の「人民ノ職業」で、最も多いのが製造所・貯蔵所の類で16ある。「蒸気機械ヲ設置セル製造所」「鞆ヲ設置セル諸工場」の2つは設置機械を、「金属分析所」「鍛冶及鋳造所」は工程を、その他の12は「摺削木製造及貯蔵所」「亜爾格爾製造及貯蔵所」のように製品の種類をあげている。いずれも製品・工程に災害の危険が伴うものである。つづく「藁及秣草置場」等4種は、火災延焼を防ぐという意味から、魚鳥・青物の両市場、諸車置場、借馬場はニューサンスの問題から、諸見世物、演劇場等は風俗取締的意味から「位置ノ制」の必要が考えられたものであろう。地域地区制が考えられる時に規制対象となるべき建物用途・土地利用のほとんどが列記されている<sup>29)</sup>。

⑧最後に、「而シテ物品入市ノ税ヲ徴シ」と必要財源調達の方法にふれている。これは後に芳川顯正が「市区改正及築港ニ関シ入府税ヲ興スノ儀<sup>30)</sup>」の上申をおこなったことにつながる発想である。なお、起案者草案には「街路変更及新道開設ノ事」の次に「道路ノ制ヲ立官民費区別ノ事」という一項があった。これはおそらく、道路の開設・整備・維持補修の費用負担の問題と思われるが、何故か添削で削除されている。

この様に見て来ると、ここに取りあげられている事項は、都市計画で対象とされるべき事業、行政施策のほとんどを含んでおり、現在からみても公園緑地・下水道などが欠けている程度で、この当時には極めて広汎な事項が市区改良の事業として考えられていた事を知ることが出来る。

## 5. 「劃定之問題」をめぐる論議と事実

前述のように、東京府は「劃定之問題」を府会議員に頒布した後、各官庁、諸団体・会社に送付して意見を求め、更に次のような新聞広告までして広く意見を求め

た。「今般府庁ニ於テ仮ニ東京中央市区略図ヲ裁シ併セテ其問題ヲ頒布ス {紙ニアリ} 右ハ畢竟世論ヲ喚起センカ為メ其問題ヲ付スルニ過スト雖而モ真個計画ノ正鵠ヲ達セントスルニハ現今ノ地勢ニ拘ハラズ更ニ其目的ヲ遠大ニ及サ、ルヲ得ス是以テ府庁ニ臨時取調局ヲ設テ府下ノ識者若干ト当府吏員トヲ以テ委員トシ専ハラ調査ニ従事ス凡ソ此挙ニ関シ所見アル者ハ自カラ此局ニ来リテ其所見ヲ披陳シ又ハ書ヲ以テ送付アランコトヲ望ム此旨広告ス 明治十三年十一月九日 東京府市区取調委員局<sup>31)</sup>」この様に広く意見を求めることが当初から府当局者の考えであったことは、5月21日草案の起案文書からも知られる。

さて、それでは府会議員および諸団体、更には広く一般から<sup>32)</sup>の意見がどれだけ集まったかということになると、府側の資料の中には東京地学協会の意見書が一通あるだけである。しかし、この他にも東京経済雑誌社が覚書を11月10日付で提出している事実があるので、何通かの意見書は集まったが、これが残されていないという事ではないだろうか。又、前述の関連記事のある新聞雑誌買上げも何々が新しく買上げられ、何々が従前から購入されていたかなどは不明である。

ここでは、当時の幾つかの新聞雑誌<sup>33)</sup>のつた社説・論説・寄稿の中から「劃定之問題」「築港」「防災問題」にかかわるものを集めて当時の論議の流れを検討するとともに、府当局のおこなった施策、府議会の論議等についても検討してみた。期間は1880年11月から、おおよそ1881年6月までである。

### 5-1 1880年末までの論議

1880年(明治13年)末までの新聞雑誌の論説等には、表一に示したようなものがある。この中で重要と思われる幾つかについて内容を簡単に紹介しておこう。

まず第1にあげておかなければならないのは郵便報知新聞の11月5日、6日付社説「東京中央市区ノ改正ヲ論ス」である。前に述べたように同紙は同年1月に社説「東京市井之区画結構」を発表し、「市区縮小」「中央市区ノ経界ヲ定メココニ建築スベキ家屋ノ制度ヲ設ケ」ることを主張したことがあり、11月の社説でも、この論題は「夙トニ発論スル所」と先見の明を誇った上で、新しく中央市区改正の問題と関係づけて出された築港問題に関心の重点を移すのである。即ち、従来から東京に新港を築く論は多く、自分も意見があったと述べた上、「余輩ハ此問題ニ付テハ唯運輸上ノ便否ト貿易上ノ利害ト又從テ府ノ盛衰トニ就テ考察シタルコトニシテ固ヨリ中央市区改正ノ問題トハ相関セサルノ論案ナリシガ今之ヲ加ヘテ市区改正ノ一論トナスモ亦可ナリ故ニ余輩ハ本論ニ就キ又築港ノ事ニ論弁セント欲スルナリ」とし、6日付では専ら築港論を展開するのである。そして「東京ヲシテ全国ノ首府タル地位ヲ保タシメント欲セハ又之

表一 「劃定之問題」をめぐる論説 (1880年末まで)

題名	掲載誌紙	備考
東京府通常会閉会	朝野新聞 1880年11月4日	報道記事に近い
東京中央市区ノ改正ヲ論ス	郵便報知新聞 11月5日, 6日	内容別記
品海築港ノ事ヲ論ス	東海経済新報9号 11月15日	内容別記
中央市区ノ論 (楽石老人)	東京経済雑誌44号 11月15日	江東地区を中央市区に
謹テ御下問ニ答ヘ奉ル覚書	同上 45号 11月25日	11月10日付 内容別記
東京湾埋立ノ方案 (丸山名政)	東京日日新聞 11月27日	民間会社に埋立をさせよ
東京湾築港立案委員ヲ速カニ撰任スベキノ議	郵便報知新聞 11月30日	考案は専門家に委任せよ
東京市区論 (無可有生)	東京経済雑誌46号 12月5日	江右を工業, 江左を商業に
東京地学協会回答書	資料一17所収 12月8日決定	1881年1月に提出, 内容別記

ラシテ全国商業ノ中心タラシムルノ実ナカル可ラズ (傍点原文) 』とし「則東京ニ新港ヲ開クノ一事ハ則東京ニ商業ノ中心タル実ヲ与フルモノニシテ寧ロ市区劃定ノ基礎ト云フ可シ」と結論づけ、中央市区の限界を定めたら「東京湾ヲ開キ埠頭船渠ノ地位等ヲ定メテ直ニ先ツ其工事ニ就クヲ以テ着手ノ初歩トナサル可ラズ」と主張する。同じ新聞の1月の社説と比較してのこの様な論調の変化の背景には東京築港に関する一般的関心のたかまりがあると思われ、それには田口卯吉の「東京論」等の影響が大きかったと思われる。<sup>34)</sup>

東海経済新報9号の「品海築港ノ事ヲ論ス」は「東京中央市区劃定ノ議案世上ニ頭ハレテヨリ品海築港ノ論復タ筆端舌頭ニ轟然タリ」と、社会が「劃定之問題」を主に築港問題として受とめた状況を述べ、更に築港論が新しい論題でないことを「同業経済雑誌記者」の「東京論」をあげて示し、築港の必要性をロンドン・リバプールと比較しつつ検討し、品川が港として好位置にありながら「隆盛ヲ見ル能ハザルハ職トシテ此良港築造ノ挙ヲ欠キシニ由ルナリ然ラバ則今日此議案ノ出ルニ当テ安ソゾ之ヲ賛成セザルヲ得ンヤ」と結論づけている。

東京築港を早くから主張していた田口卯吉の主宰する東京経済雑誌社の「謹テ御下問ニ答ヘ奉ル覚書」<sup>35)</sup>では①「旧郭内ト申ス地ヲ以テ市街トナサレ度義」の検討を希望し、更に、②「船渠御開設ノ義ハ東京ヲ以テ繁昌ノ都会トナスノ最大急務」とし、「速ニ御施行ノ御方案ヲ廻ラサレタク候」と述べている。前者はこの後、田口がしばしばくり返す主張で<sup>36)</sup>、「東京城郭頼むに足らず」(田口, 1884a)で全面的に展開するが、一種の「市区縮小論」である。第2の築港に関しては、築港必要論は改めて繰り返さず、実行あるのみという姿勢で、船渠の形について技術的水理的に意見を述べるとともに、船渠開

設は民間に行なわせるべきだとの持論を述べている。また、市区改良の具体的内容の内「瓦斯ノ線路ヨリ貸座敷ニ至ルマテ区画ヲ御制定ノ義」について「旧立ノモノ」については「近傍住民ノ苦情黙止シ難キニ至ルマデ」そのままにしてほしいと述べているのは、「位置ノ制」即ち土地利用規制における既存不適合の扱いについてであり、この時期に既にこのような主張が経済人の側から出ていることには興味をひかれる。

なお、唯一、東京府側の記録に残っている東京地学協会の回答書は、築港については簡単に「実行ス可キ事タルコト」と述べ、中央市区改正については「現在市街ヲ成スノ地ハ別ニ改正ヲ要セス」として、新たに郭内の平地を市街地にすることを提起している。

この様に1880年中、即ち「劃定之問題」に直接答える形での意見は、全体として見れば築港問題に注目し、その推進を主張したものが多かった。

東京府は11月9日に中央市区改正につき「要スル諸々ノ取調ノ為メ」庁内に「東京市区取調委員会」<sup>37)</sup>を設け府吏員数名<sup>38)</sup>を任命し、更に民間より10名<sup>39)</sup>の「識者」を委員として加えて調査審議をはじめた。この年の12月に開かれた市区改正取調委員第1回総会<sup>40)</sup>では「市区改良及新港築造ノ大体」について意見の一致を見たが「中央市区劃定」については「衆議之ヲ非トシ」「中央区ヲ劃定スルカ如キハ規模局促タルカ故ニ、市区全体ノ改良ヲ計ルヘキニ決シ」たといい、また「市区改良ノ事」は「新港築造ノ位置等ニ関係スルモノナレハ、先ツ築港ノ計画ヲ定メ而後市区ニ及スヲ以テ順序トス」と決めたという<sup>41)</sup>。この様に1880年末には「中央市区劃定」は一旦否定され、築港が第1課題として取りあげられ、市区改良は二義的なものとされたのである。この様な成行きは、本項で見たような一般的論調と、委員の顔ぶれ<sup>42)</sup>か

ら見て当然の結果であったかもしれない。

5-2、続発した大火と市区縮小論

「劃定之問題」をめぐる1880年末の論議は築港第1の論調に傾き、行政的にも市区縮小論としての中央市区劃定は否定し去られたかに見えた。

しかし、1881年になると事態は一変する。その原因は1880年暮から1881年にかけて東京で大火が続発したことである。即ち、1880年12月30日の神田鍛冶町大火(2,188戸)1881年1月26日の神田松枝町大火(10,637戸)、同年2月11日の神田柳町大火(7,751戸)、2月21日の四谷筆筒町大火(1,499戸)と続き<sup>43)</sup>、このことによって、東京にとって火災予防が一刻もゆるがせに出来ぬ緊急事であることが改めて広く認識されたのであった。

東京府がとった対策は、応急的対策を除いても、火災予防と衛生の観点からの神田橋本町全面買上げスラムクリアランス<sup>44)</sup>(1月29日決定、買取費51,464円余)、「防火路線並ニ屋上制限規則(警視庁東京府甲第27号布達)」の公布(2月25日)、焼失跡の15路線におよぶ道

路更正と3新河川の開鑿(事業費1881年中に186,731円余<sup>45)</sup>)など広汎なものであった。事業費としても合計23万8千円余におよび、前年府会が府債発行を認めなかった火災予防事業費22万円を上まわる額となった。又、「防火路線並ニ屋上制限規則」は、日本橋・京橋・神田の主要部分に22の防火路線を定め、これに沿う建物を煉化石造・石造・土蔵造(三構造)にさせること、都心4区(日本橋・京橋・神田・麴町)の全ての建物(庇・物置・雪隠を含む)<sup>46)</sup>の屋根を不燃化させるというもので、後に見るように、これこそ「中央市区劃定」に他ならないといわれた強い対策であった。

新聞雑誌の論調も一変して、築港論は影をひそめ火災予防あるいは火災予防のための市区改正が論議の中心になる。これ等を一覧表にしたのが表一2である。

この中の幾つかの内容を紹介し検討してみよう。

東京横浜毎日新聞の「東京之大火」および「火災予防策」は、まず東京の大火は「東京府民が此災害ヲ助タル者」であるとし、それは、借家所有人は「三年一火ハ東

表一2 「劃定之問題」をめぐる論説(1881年前半期)

論 題	掲 載 誌 紙	備 考
東京火災ノ患害及ビ予防法	東京曙新聞 1881年1月28日	堅牢家屋の防火路線を主張
東京ノ火災 附中央市区改正ヲ決行スベキ論	郵便報知新聞 "	内容別記
東京之大火	東京横浜毎日新聞 "	"
火災予防策	" 1月29日, 2月2日	"
一月廿六日ノ大火	扶桑新誌 145号 2月1日	罹災街区より道路拡幅・家屋制限を
東京ノ火災	近事評論 301号 2月3日	火災予防事業を断行せよ
東京ノ大火	東京日日新聞 2月14日	道路・家屋・消防の制をつくれ
二月十一日ノ火災	近事評論 304号 2月18日	道路改正・家屋ノ制・消防ノ法を
東京ノ新都(波多野承五郎)	郵便報知新聞 2月18日	新都をつくる気でやれ
東京ノ景況	東京曙新聞 2月24日	火事と貧民の悪循環について
火災予防論(田口卯吉)	東京経済雑誌54~56号 2月25日~	内容別記
東京防火線施設ノ断行	扶桑新誌 15号 3月1日	家屋制限の遡及に反対
東京防火線路	東京日日新聞 3月3・4日	防火線路を増し屋上制限をせよ
東京区部会議案第三号及第四号	東京曙新聞 3月4日	防火路線ぞいの税の減免について
東京防火線路論	郵便報知新聞 3月5日	内容別記
東京市街防火線	東京横浜毎日新聞 3月8日	防火路線制限を守るは市民の義務
東京区画改正論(波多野承五郎)	郵便報知新聞 3月10・18日	内容別記
読東京日々新聞(夏目 厚)	瀟瀟叢談 27号 3月31日	新開地・新施設が市街の盛衰に影響
市区改正之義ニ付東京府知事へ建議スルノ議(平野富三)	東京経済雑誌 65号 6月15日	本文日付には4月とあり

京ノ常ナリトシ火災ハ予テノ覚悟ナリ」と考え、借家人は「火災ヲ怖ル、ヨリハ寧ロ之ヲ愛スル者少」くないからだと述べている<sup>47)</sup>。そして、この様な「無情ナル借家人借家所有人」が繁華都城の中央に居住してはどうかにもならないので「東京市区ヲ定メ家屋建築ニ制限ヲ立ツル」ことが必要であることを主張している。そして、従来の火災予防策が「席上ノ論」にとどまって実施されないのは其方法が過大だからだとし、「劃定之問題」も「市区ノ改正ノミスラモ之ヲ一時ニ挙行スルハ府民ノ便否ニ取テ一大関係ヲ有スル者ナルニ尚ホ之レニ汀灣築港ノ事業ヲ併挙セント」するのだから過大で「一時座上ノ論ト化スル」おそれがあると批判し、現実的な案として「繁華ノ市街ノミ」に限って街区の「路幅ノ改正」と、家屋は塗屋とし「勝手口下屋物置ノ類ニモ多少ノ制限ヲ置キ其屋根ヲ瓦ニシテ其壁ヲ土ニセシメ」る家屋制限を主張する。そして、その範囲としては「日本橋京橋神田全区ヲ以テ中央市区ト定ムル」といわれる府知事の考えに対し、「貧民賤夫ノ東京ノ中央ニ雑居スルハ市街ノ平和ヲ保護スルニ害アル」としながらも、これら三区内の「辺僻ノ市街ヲ以テ貧民割拠ノ地トスル者ナラバ之ヲ許スモ中央市区ニ害ナキナリ<sup>48)</sup>」と、更に中央市区の限定を主張する。

また郵便報知新聞の「東京ノ火災、附中央市区改正ヲ決行スベキ論」は、同紙が「劃定之問題」公表直後には築港論に傾いて、埠頭及び船渠築造工事もって「着手ノ初歩」とせよと主張したのに反し、「直チニ市区改正ニ着手スルモ猶ホ其遅キヲ憾ルナリ（傍点原文）」とし、「現今ノ市区ヲ縮小シ中央市区ヲ開キ以テ火災予防ノ基ヲ建テサル可ラズ」と市区縮小論を再び主張するのである。

このように、一旦消えかけた市区縮小論、貧富都鄙分離論が再び火災予防事業の前提として重視され、火災予防策として道路・河川の改正、防火路線の築造、家作制限も支持されることになる。これを背景に松田道之知事は就任以来企図しながら果せなかった課題を次々に実施に移したのである。市区取調委員局において築港問題に関する調査は続けられるが、築港が市区改正の前提とか、埠頭船渠の工事を着手の第一にという主張はもはや問題とならなかった。これは決して松田知事の本意に反するものではなく、もともと火災予防の市区改正こそ「中央市区劃定」の中心的課題であり、当時の新聞雑誌もそう見るようになったのである。

3月5日の郵便報知新聞社説「東京防火線路論」は「防火線家屋制限」は「其精神ノ何辺ニアルニ拘ハラズ東京ノ本都ヲ確定スルノ基本」であるとし、その理由として、22の防火線内は三構造の制限により「壯麗ノ美屋ヲ整列シ」「吾カ東京中央市区タルニ恥チザルノ所」になり、また家屋制限区内は「必ズンモ壯麗ノ美屋ヲ新

築スルニ至ラサルモ庇物置雪隠等ニ至ル迄此制限ニ従ハサル可ラサルヲ以テ自ラ店賃借家料ノ騰貴ヲ生シ<sup>49)</sup>窮巷ノ窶者ト裏店ノ貧人トハ多クハ居ヲ区外ニ移シ稍ヤ資産ヲ有スル者ニアラサレハ此区内ニ居住スル能ハサルニ至リ漸ク区ノ内外ヲ以テ貧富都鄙ノ分界ヲ生シ（中略）識ラス知ラス東京ノ本都ハ此区ニ勃起スルニ至ラン」とみている。なお、同様の見方を家屋制限外の区の区長がとっていたことが同紙3月12日記事による浅草区長の発言から知られる。これによると同区長は下谷区長と協議の上、防火路線と屋上制限により4区は「中等以下の者には棲息し能はざるゆゑ自然富有の者のみの住地」となるから、浅草でも家屋をなるべく堅牢にし「身元の薄き者」が店借りでも住居しないようにしたいという趣旨の話を区内地主を集めて論達したという。

このような防火路線、四区家屋制限およびその背後にあると見られる「市区縮小論」「貧富分離論」に対して批判的見解もあった。田口卯吉(1881)は、東京の火災の原因を板屋と貧人に求める一般的見解に賛成しつつも、「現時輿論の注目する」火災予防法として「火災予防線を定め塀牆を立て列ねて以て火災の蔓延を防ぐ」「中央市区を定め貧富処を異にして住居せしむ」「貸倉を以て市街を横断」するの3つをあげ、いずれにも同意出来ないとしている。しかし、貧富分離論に同意しない理由は「抑も社会の組織たる貧富相寄るを以て両者の便と為す」といい、また、京橋以南煉化地区に人が住みながらないのは「其辺貧人なくして日用に不便なるに拠る」ということであるから都市計画論としてのものではなく、又、正論ともいい難い。他方田口(1881)が提案する火災予防法は、「一 縦一町ごとに往来を通ずる事。二 此往来の路幅は十間と為す事。三 横三十間毎に往来を通ずる事。四 此往来の路幅は十間と六間とにし交互に配置する事」であり、こうすれば「住地減して地価愈よ高貴となる」ので「地代を払はざる空中に借家を建て」る傾向を生じ、適当に誘導すれば「東京に於て三階以上の煉化家屋を建設し之を以て営業するものある<sup>50)</sup>ことを信ずるなり」と述べ、簡単な計算をしてみせている<sup>51)</sup>。そして、三・四・五階を借家にあて貧人を住まわせるべきだというのである。彼の主張する火災予防法は、彼が批判している「中央市区を定め貧富処を異にして住居せしむ」る論とどこが違うであろうか。確かに橋本町買上げを決めた1月29日の東京府十五区共有財産処分会<sup>52)</sup>では、どぎつく荒っぽい貧窮民逐出し論が語られる中で、田口は橋本町の貧窮民の立場で発言した殆んど唯一の議員であった<sup>53)</sup>。しかし、松田知事の進めようとしていた事は、結果として貧人が中央市区に住めなくなる事を率直に認めているものの、考え方としては「中央市区」を劃定し、ここに改良(道路更正等)を加え家屋制限(田口の火災予防法で考えるものと大差ない)を

行なうということである。田口（1881）がこれと異なる所は、住地減じ地価騰貴する中で、貧人は結局遂に出される事になる事を認めず、彼等は裏長屋に住むかわりに「多く窓を穿ち広く入口を開き「空気を暢通せしめ」「日光を射入せしめ」た煉化石造の高屋の三・四・五階に、さしたる家賃負担の増加なしに、住むことが出来ると誤解していることである。田口は後にこの議論をより丁寧に論ずる（田口、1885 a）が、それでもなおこの主張を論証することにはならない。

波多野承五郎<sup>54)</sup>（1881 b）は「家屋制限区内ハ東京ノ本都ナリ防火線路内ハ中央ノ市区ナリ区画改正ノ基本ハ既ニ甲第廿七号ノ布達ヲ以テ定マリ本都新築ノ精神ハ正ニ九条ノ法制ニ備レリ」として、東京府の「防火路線並ニ屋上制限規則」が「中央市区劃定」に他ならないことを認めながら、「貧富都鄙分離」し「中央市区ヨリ放逐シ去ル」ことには反対している。しかし、これは都市計画論としてのものではなく、「都鄙雑雑貧富混合ノ制」のおかげで貧人は富豪の恩恵・余沢・救恤で生活出来ているのに、この制を破り貧人を郊外に逐えば「無教ノ橋本町ヲ興起」することとなり、遂にはそれが「虚無党 共同党」の公害をまねくに至り「貧富雑居ノ火災延焼ヲ媒スル」より大問題であるという観点からのものである。

以上要するに、1881年前半期は大火を契機に火災予防事業が促進され、実施された「防火路線並ニ屋上制限規則」は「中央市区劃定」の実現そのものと看做され、新聞雑誌の論調も府議会の論議もこれを支持し、若干の反対論も具体的内容に反対というより理念的に異見を述べたに過ぎなかった。ただ、稿本正隆「演説書」（資料—19所収）以来くりかえし強調されて来た「今日ノ施政將來ノ規模ト合一ヲ期スル」ために「計画」を定めることについては、防火路線の計画決定を除いて後に残されたのである。

## 6. その後の市区縮小論

火災予防事業、「中央市区劃定」の推進者であった松田道之知事はその後病氣にかかり、1882年7月在職のまま病歿した<sup>55)</sup>。後任には芳川顕正が就任し、引続き市区改正、水道事業、築港等について調査を進め、1884年11月に有名な「東京市区改正意見書」<sup>56)</sup>（以下、芝川意見書又は単に意見書と略記）がまとめられ、内務卿山県有朋に上申され、東京市区改正が公式にその緒につくのである。従来、芳川はこの意見書の中で「中央市区劃定」を否定したとされている。事実、次節で詳述するように、文章の上では「中央市区ヲ劃定スルコトヲ止メ」と明確に述べている。しかし、ここで否定しているのが如何なる意味での「中央市区劃定」であったか検討する必要がある。

あろう。その前に、本節ではこの時期（1884年の後半から1885年末）における幾つかの市区縮小論について見ておきたい。なお、この時期の新聞雑誌、議会等における論議の全面的検討は行なっていないので、これは別の機会にゆずりたい。

まず、田口卯吉の主張を見ておこう。田口は熱心な築港論者として知られ（田口、1879；同1880）、この時期にも築港関係の論文もない事はない<sup>57)</sup>。しかし、一方で田口は熱心な市区縮小・高屋化論者でもあった。即ち、田口（1884 a）は、東京市街の状況は一都会の形をなしていないとし「現時の如く膨脹せる形状にては道路、溝渠、警察、消防等の地方費巨額を要するのみならず、人民往來の費亦大」であると、市区の縮小改正の必要性を強調した上で、東京の「城郭溝渠」の如きは、今日に至りては「些毫も益なきもの」であるので、これを「廃止して人民の居住するを許さるに於ては、現に遠く牛込、本郷、四ツ谷、赤坂等に住する官吏、僧侶、職人の類は漸く此地に群集すべし、従ひて商人の如きも此地に集るべし。然らば則ち東京の市街今日の如く広濶なるを要せずして一所に短縮し、万事其内に決して便益の増進するもの極めて多からん」と述べている。郭内の市街化は、「区画を定めて市街を建設するを許る」せば、人民が土地を買い国費を要することなく事業が進むとし、田口の持論である個人・私企業の活用論を説いている。この論旨は、前節で検討した東京経済雑誌社の覚書の趣旨を受けついでのものであり、この後、更に展開し補強される（田口、1884 b）。芳川顕正の意見書発表後、東京経済雑誌 246号（12月27日）に掲載された論説「東京市区改正」<sup>58)</sup>は、芳川意見書の要旨を紹介した上で、前に主張した（田口、1881）4・5階建煉化石造家屋の上階に貧人を住ませ貧富分離なしに市区縮小を行なう考えを再び述べてはいるが、全体としては「吾輩は品川築港を根本とせざる市区改正は望まざるなり」と築港論に重点をおいた主張をおこなう、芳川意見書で築港が後まわりの印象<sup>59)</sup>があることから、築港基本論を再度述べたものである。その後田口は、5・6階建の西洋式貸家の建設計画を詳細に論ずる（田口、1885 a）<sup>60)</sup>。彼が推奨するのは、道路幅で町区（街区の意）を縮小しその一町区に一家屋若くは二三家屋の煉化石造西洋式貸家を民間資本で作らせるという方法で、郭内市街地化<sup>61)</sup>とあわせ、田口の市区縮小改正論としての持論であるが、芳川意見書で「中央市区劃定」が否定された後も主張しつづけているのである。

一方、この時期、医家・衛生家も公衆衛生・市区改正を論ずるようになり、その中で強く市区縮小貧富分離論を主張する者があった。大日本私立衛生会<sup>62)</sup>理事で海軍軍医総監にもなった高木兼寛は、その論文（高木、1884）の中で、裏家の建設（建設であって居住とは書いていな

い)が「衣服ノ乾燥清潔」「住所ノ乾燥清潔」「純粹ノ空氣」「清水」「純良ナ食物」営業の環境、妻子幼童の環境等々の衛生に必要な諸条件のいずれにとっても望ましくない、と衛生上の欠点をあげ、更に疾病にかかること多く医療費がかさみ、「裏家ヨリ取揚ル処ノ金円アルモ蓋シ此レヲ償ハサルヘシ」と経済上も損失であることを述べている<sup>63)</sup>。そして対策としては、裏屋に居住する「数十万ノ細民」が「遂ハスシテ自ラ退去スルノ法」として、特別の税を課するなどして市街内に居住すると出費が嵩む様にすればよし、「如此キ改良ヲ実行スルニハ素ヨリ今日ノ市区ヲ改正シ所謂東京市街ヲ限局セザレハ能ハサル者ト信ス」と市区縮小の必要を述べている。その後、更に論旨を明確にし(高木, 1885)「余ノ考案ニテハ東京ノ市区ハ曠濶ニ過クルモノト思惟ス故ニ之ヲ改正縮小シテ以テ衛生事務拡張ノ一助ニ供スルヲ可トス」と、市区の縮小は衛生事務の改良・拡張の基本だとまで述べている。そして、「市区ヲ縮小スルニハ従前ノ通り平家ノ建築ニテハ逆モ行ハレサルベキニ依リ京橋、日本橋、神田等ノ如キ重モナル市区ニテハ平家ノ建築ヲ禁シ二階三階若クハ四階造リトナスヲ要ススコレハ是レ迄ヨリモ多クノ人ヲ狭少ノ面積中ヘ容ルコトヲ得而シテ下等貧民ノ市内ノ住居ニ堪ヘサルモノハ皆去テ田舎ニ赴クベキナリ」と具体的方策をのべている。又、市区縮小により一般も「時間ト費用トヲ省クヲ得」これが「有要ノ資本」となり、一挙兩得だなどと述べている。

田口と高木の論旨は、①市区縮小により、道路・溝渠の建設維持、公衆衛生に係わる事業費等を縮小出来る、②一般の人々も交通等の冗費がはぶけ、これが資本になって市街改良に向う、③市街の建築は三・四・五階建てにすべきであるなどの点で共通している。ただ、田口にあっては貧人を煉化家屋の四・五階に住ませるべきで、それが可能だとするのに対し、高木は貧人を「遂ハスシテ去ラシムル」ことが目的で、家屋の三・四・五階建化はその目的を達する手法だと考えている点で根本的に相異している。そして、西洋式高屋化貸家<sup>64)</sup>の効果に関していえば高木の考えが事実に近いであろう。

同じく医家である松山棟庵<sup>65)</sup>は、芳川意見書が中央区劃定の考えを斥けた後に論文(松山, 1885)を発表しているが、極めて強い調子の「市区縮小・貧富分離論」である。松山は口を極めて貧民を非難し、「貧困ナルガ為メニ不健康ナル職業ニ従事シテ社会一般ノ不潔ヲ増添スル者タリ」、「此大都会ヲシテ病魔ノ巢窟タラシムル者ハ下等人民ノ群集スルニ在リ」、「下等人民ハ疔ニ流行病ノ媒介者タルノミナラス之カ予防ヲ妨害スル者モ亦此人物ニ在リ」などと述べる。要するに、何故貧民が生じているのかを問わず、富者が富むのと無関係に好きこのんで貧窮に陥り、富者に害を与えているかの様に論

ずるのである。そして結論的に「余ハ衛生ノ論点ヨリ市区改正ヲ先ニシテ築港ヲ後ニシテ他日築港落成ノ上市場ノ中枢トナルヘキ部分ヲ予撰シテ之ヲ東京ノ本地ト定メ先ツ此部分内ヨリ漸次ニ下等社会ヲ驅出スルヲ欲ス蓋シ其方法ハ敢テ論セス要スル所ハ市区改正ノ方便ヲ借り夫ノ裏店ヲ烏有ニ帰シテ公衆衛生ノ事業ヲ完結シ所謂東京ノ本地ヲシテ無恙ナル築土タラシメントスルニ在リ」というのである。

良く知られているように、高木・松山等の「中央区縮小・貧富分離論」は、後に森林太郎(鷗外)によって手厳しく批判される(森, 1888a; 同1888b; 同1889)のであるが<sup>66)</sup>、これ等の貧民蔑視の思想的背景をもった市区改正論は、むしろ当時では一般的意見であり、貧窮民の立場に立つて之に的確な批判を加える者は、むしろ稀であった。

## 7. 市区改正意見書と中央区劃定

松田道之知事の後任者である芳川顯正東京府知事は、1884年11月の「市区改正意見書」で「中央区劃定」の考えをとらないと明確に述べている。実は、意見書の前半部分は市区改正の計画区域をいかに定めるかを論じているのであるが<sup>67)</sup>、その冒頭部分で、「市区改正ノ計画ニ就テハ曾テ中央区ヲ劃定スルノ議アリシト雖今熟々考案ヲ運ラン地球上最モ著名ナル都府ノ沿革ヲ参看スルニ」とし、パリ、ロンドンの状況を検討して、これらの市でかつて市区を限定し特別の制をとっていたが近時文明に適さなくなると分析し「由是觀之中央区劃定ノ説ハ近時文明ノ實際ニ適セサルノミナラス或ハ後年ノ不利ヲ胚胎スヘキモ亦未タ知ルヘカラス到底之ヲ實際ニ驗ムルコト能ハサルハ中央区ヲ劃定スルコトヲ止メ市区全体ノ改正ヲ計画センコト策ノ最得タルモノト謂ヘシ(傍点引用者)」と述べている<sup>68)</sup>。ここでパリ、ロンドンの例をあげているが、東京の中央区劃定が、何もパリ、ロンドンのように市区の周囲に城壁を設け、平時はここで入市税を課し、戦時は防禦に供するというような事を企図していたものでない以上、パリ、ロンドンの市区が「近時文明ノ實際ニ適セサル」ことが中央区劃定を否定する主要な論拠とはなり得ない。この意見書は中央区劃定がある論拠で否定されたから「市区全体ノ改正ヲ計画」するというより、むしろ逆に「市区全体ノ改正」が必要であるという理由から中央区劃定を否定していると思われる。この「市区全体」即ち当時の十五区のはほとんど全域<sup>69)</sup>を計画対象区域とする必要性については、パリ、ロンドンの「毎方哩ノ人口ノ割合」即ち人口密度と十五区の当時の人口密度<sup>70)</sup>がほぼ等しい事をあげている。しかし、一方では江戸から東京への人口変動の激しさからみて「尚ホ数十年ノ星霜ヲ経ルニ非レハ東京

市区ノ面積ハ果シテ幾許ニ増加スヘキヤ幾許ニ減少スヘキヤ今予メ之ヲ判定スルコト甚難事」とし、将来人口の従つて将来市区面積の予測が困難であるから「其広漠ヲ患ヒ妄リニ臆断ヲ以テ市区ノ内外ヲ定メ」ることは問題があるとしている。

これは要するに、どれだけと市区をきめられないからなるべく広くとっておこうという考えに近く、中央市区劃定に理論的に反対しているのではない。それどころか中央市区劃定の理論的・思想的背景である「市区縮小・貧富分離論」については「現今ノ市区ハ広濶ニ過タリ宜ク適宜ノ法制ヲ設ケ貧民ヲ驅テ之ヲ府外ニ出シ富豪者ヲ集メテ中央ノ地ニ住セシムヘシ然ルトキハ道路ノ制立ツ可シ衛生ノ方普及スヘシ家屋モ壯麗ヲ駢列スヘシト世上往々議スル者少シトセス」と前節で紹介したような論議の論旨を的確に示した上で、「議者ノ言甚タ理アリ（傍点引用者）」とこれを肯定する見解を述べているのである。

芳川意見書の区域論を、現在の都市計画の用語で述べれば、計画決定の効果と事業施行能力の兼合いから、計画区域は広くとって都市計画決定にともなう都市計画制限によって将来の事業施行を担保しつつも、事業区域は予算等のみあって限定的にし、漸次拡大しようというものであった。即ち意見書では「先ツ現今ノ戸口ニ抛リ別紙第一図ノ如ク市区ノ計画ヲ定メ普ク府民ヲシテ之ヲ知ラシメ其計画ヲ実施スルノ防害トナルヘキ土木ヲ止メ而シテ先ツ中央ノ尤繁盛ナル地ヨリ着手シ漸ク逐テ他ノ二等三等ニ位スルモノニ及ホス」<sup>71)</sup>と述べ、こうすれば「一時ニ莫大ノ金額ヲ要スルノ患ナク」「著手ニ臨ンテ其費金ノタメニ躊躇セス」に市区改正にとりかかれるとしている。

更に第一に着手すべき「中央ノ尤繁盛ナル地」は日本橋を中心に考えるのは当然だとし、「行政上ニ於テ諸般ノ法制ヲ施行セラル、モ日本橋神田京橋等ノ数区ヲ以テ根拠トス（建造物ノ制限燃質物取扱ノ規則瓦ノ斯灯ノ建設等其他枚挙ニ遑アラズ）故ニ今市区ノ改正ヲ施スモ便チ其数区ヨリ始ムルヲ以テ著手ノ順序ヲ得タル者ト為ス可キナリ」と述べている。これは都心数区に特別の法制を施行することを肯定し、市区改正の事業をそこにまず集中すべきだと言うのであるから「劃定之問題」が提起した「中央市区劃定」異なるところはほとんどないといって良い。唯一点（これは重要な点であるが）「劃定之問題」の中央市区は、事業区域であり且つ計画区域であったが、「意見書」の計画区域は16平方哩5分の1の「市区全体」で「中央ノ尤繁盛ノ地」が事業区域であるという点が違うのである。

以上、芳川顕正が「意見書」の中で「中央市区劃定」を否定しているといわれることの本当の意味について検討し、それが「中央市区劃定」という概念の全面的否定ではなく、市区改正の計画区域を中央市区に限定すると

いう点についてのみの否定であることが明らかになったと思う。上野（1972）のように「中央市区劃定」の否定すなわち築港の否定という短絡は論外といえよう。

## ま と め

松田道之知事が提起した「東京中央市区劃定之問題」は、石塚（1971）が指摘するように、以後の政府・府当局関係者の市区改正をめぐる諸建議の出発点にあたる位置にあって、楠本正隆知事の「事務引継演説書」とともに東京市区改正の原点というべき文書と考えられる。

本稿では、その内容、それが書かれるまでの経緯、および、それをめぐっての論議について検討するとともに「中央市区劃定」という考え方が、第一回市区取調委員総会（1880年12月）および芳川顕正の「市区改正意見書（1884年11月）」の2回にわたって「否定された」とされている事の実情を明らかにし、「中央市区劃定」の背景となっている「市区縮小・貧富分離論」は当時の支配的見解であって、決して全面的には否定されておらず、むしろ或点では実施に移されていることを示した。この点については、当時の市区改良事業、火災予防事業、家屋制限等の実態によって更に検証される必要がある。

最後に、この稿をまとめるに当たって討論をお願いした都市研究センター方法論グループの方々に感謝するとともに、なお御批判、御検討をお願いしたい。

## 注

- 1) 11月4日付、5日付各新聞の報道による。これらによると、この日昼間に議事を終了し、夕刻から開かれた閉会式で知事の閉会演説があり、席をあらためて宴席についたところで文書が頒布され諮問がおこなわれている。このことは既に小倉（1964）によって指摘されている。小倉、1964には文書の一部も引用されている。
- 2) ここでは、資料—17に綴り込まれている頒布用印刷物によった。資料—2, pp. 914~918.にも全文が掲載されているが数箇所誤植がある。
- 3) 例えば、石塚裕道、1971, 都史紀要25巻「市区改正と品海築港」1969, 川上秀光「日本近代都市計画史年表1978」, などは6月府会諮問である。
- 4) 後述の11月2日知事発言、および、資料—17中の10月30日付「警視庁ヨリ中央市区図面送致方照会」に「普テ府会へ御下附ノ積ヲ以テ印刷相成居候別冊問題」という言葉が見えることからわかる。
- 5) 資料—17中の「中央市区略図一覽」による。
- 6) 資料—9, pp. 71~90; 資料—10, その他による。
- 7) 資料—20中の府会議長上申及び資料—3, pp. 606.

- によると「火災予防ノ事業ヲ興起スルニ付府債ヲ起スノ儀ハ無余儀筋ニハ候ヘトモ現行ノ法律ニテハ其元利償却ノ為ニ地方税ニ求ムヘキ余地モ無之候ニ付昨年中当会ヨリ内務卿ニ建言仕候趣意ニ從ヒ東京府下ニ限り地方税ノ制限ヲ廢セラレタル上ニテ起債ニ御着手アルヘシ」
- 8) 資料—10, 第9号, pp. 1~11.
- 9) 資料17中の「警視庁ヨリ中央市区図面送致方照会」
- 10) 資料—17中の「中央市区問題並図面陸軍省其他へ送附方向」
- 11) 資料—17中の「東京市区改正ノ議新聞紙へ広告按向」
- 12) 印は3つあって1等属渡辺孝, 6等属児玉春房, 7等属河出良二のものともみられる。
- 13) 資料—2, および都史紀要25に紹介されている5月21日草案は後半部分について訂正の過程を含めて示されているように見えるが, 訂正のすべてを示してはいない。特にこの部分については反覆訂正が加えられているが紹介されていない。起案者草案は墨書されており明瞭だが朱筆は何回かにわたって入れられ, 更に付箋がつけられ, 添削の結果を確定することがむずかしい程である。ここでは資料—17に収録されている朱筆の入った起案者草案を検討した結果をのせている。
- 14) 資料—5 pp. 496.
- 15) 資料—17所収, 「新湊設計工師名通知方土木局ヨリ照会」
- 16) 石塚裕道, 1972は「劃定之問題」に関しては同内容。
- 17) 「劃定之問題」の原文では「商賈貿易」となっている。この誤りは資料—2の誤植に由来すると思われる。
- 18) これ等の著作はいずれも新版が出ているが, この問題については新版も同じ内容である。
- 19) ここで「規模」とは正しい手本, あるべき姿という意味であって, 大きさの意味ではない。
- 20) 上野勝弘, 1972。
- 21) 例えば東海経済新報は「劃定之問題」を論ずるに当り「東京論」をあげ, 築港論は従来もあったと述べている。
- 22) この社説は既に小倉(1964)により簡単に紹介されており, 「田口卯吉の「東京論」とはまったく方向の違った」意見であるとされている。
- 23) 「三事」とは, 人民の連帯感を強めるための区会・共有金の運営, 市区改良, 水道改良である。
- 24) 資料—17中の11月16日「市区劃定並ニ築湊ニ係ル論題有之雑誌等買上方向」
- 25) 資料—20中の「(焼失跡家屋制限之儀) 伺ノ件ニ付質問ニ対スル答書(2月19日)」
- 26) この伺書に付された起案文書に「中央市区改良之儀ハ此際調査着手中ニ付此段併セテ申上置候也」とある。
- 27) 資料—17によれば「劃定之問題」の起案者草案が出来る以前に, 2月28日内務省図書局に「道路並家屋ノ制取調ノ儀」につき照会し「道路誌二部」を閲覧「英国大道憲法」を借用し, 3月3日「東京湾築港事業ニ係ル件」を土木局に照会し「工師リントウ設計, 佃島護船場目論見書老冊, 同実測図巻枚」を借用している。
- 28) 資料—2では「火災保険ノ事」となっているが, 原本(資料—17)では「火災保険区ノ事」。建物構造・市区改良の程度により地区ごとに火災保険料率を変えようとする考えをさす。
- 29) この他に起案者草案では「牧牛場」というのがあったが付箋の指示により削除された。
- 30) 1885年3月18日上申(資料—18による)。
- 31) 前出, 注11参照。引用は郵便報知新聞11月10日付より。
- 32) 一般人2名が「劃定之問題及附図」をうけとったという記録がある(資料—20)。
- 33) 調査したものは次の新聞雑誌である。朝野新聞, 東京曙新聞, 東京日日新聞, 東京横浜毎日新聞, 郵便報知新聞, 東海経済新報, 東京経済雑誌, 東京輿論新誌, 学芸志林, 嚶鳴雑誌, 近事評論, 扶桑新誌, 潮潭叢談, 交詢雑誌。
- 34) 田口卯吉(1880)は, 築港の必要性を東京を中央集権的な経済市場の中心とすべきだという主張から説明している。この郵便報知の社説は田口の論旨に近い。しかし郵便報知は「東京論」が出た直後の9月7日付社説「都府ノ壯麗(同人社東直之助)」では中央集権的な都市のあり方を批判するという形で暗に「東京論」に反論している。
- 35) 11月10日の日付がある。東京経済雑誌45号11月15日に収録。附図があったらしいが雑誌には収録されていない。
- 36) 田口だけでなく地学協会意見書にも同趣旨のことがある。又, 渋沢栄一も同様な主張をする。例えば東京市区改正審査会(1885年2月20日)における発言などがある。これに対し当局側は郭内は「官用地」にする考えを述べている(資料—13)。
- 37) 局名については論文により様々に書かれているが, これが正式名称である。
- 38) 東京日日新聞の報ずる所によれば, 1等属荒木功, 渡辺孝, 伊藤徹, 伊東某(伊藤正信か), 6等属児玉(春房), 7等属河出(良二)などであるという。
- 39) 委員は, 赤松則良, 大鳥圭助, 浅井道博, 渋沢栄一, 肥田浜五郎, 福地源一郎, 荒井郁之助, 荏田平五



- 郎，平野富二，野中万輔を依頼した。
- 40) この委員会の議事録等未見，開催日時も不明。
- 41) 資料—5所収の「明治15年8月事務引継書類」  
(同資料 pp. 496) および「故東京府知事松田道之治績」(同資料 pp. 502)による。
- 42) 築港調査に当って来た肥田浜五郎，財界人渋沢栄一，荘田平五郎などがいた。
- 43) 資料—1 pp. 1080~1112.による。焼失戸数の合計は，当時の十五区戸数の約9%，関係区戸数の5分の1に近い。
- 44) 神田橋本町改良事業については，石田「1881年の神田橋本町改良事業に関する研究」(日本建築学会論文報告集投稿中)で詳細に検討した。
- 45) 主として用地・建物買収費である(資料—3 pp. 626~632)。
- 46) 同規則の第4条四区家作制限には対象建物を「此物置雪隠自今新築スル建物等ノ別ナシ」としている。
- 47) 貧人の火災額に対するこの様な偏見は当時の一般の見解で田口(1881)も同様な見方を述べている。特に明らかなものとして，郵便報知新聞1881年1月30日付社説「罹災者ヲ賑救スルコトノ利害ヲ論ス」がある。
- 48) この社説では，あたかも貧民の立場にたつかの様に「若シ一時ニ之ヲ驅逐シ他ノ市街ニ移転センメントセバ此等ノ貧民其生活ヲ失フニ至ラザル歟」などと述べているが，同紙の主宰者沼間守一は神田橋本町買収のための1月29日十五区臨時会秘密会では，熱心に貧民逐出しを主張するだけでなく，他にも群居させないようにと府側に要求している(資料—11, pp. 33~38)。
- 49) 1881年当時，東京十五区で，最も一般的であった木造柿板葺(坪単価6円70銭)と四区家作制限に適する木造瓦葺との新築価格差は坪当り4円58銭，同じく塗屋瓦葺との差20円20銭，三構造との差28円42銭弱であった(「火災保険料調査ノ要略」資料—4, pp. 309~311により計算)。これが家賃に反映するだけで，木造瓦葺で1.68倍になる。
- 50) 1881年の松枝町および柳町大火後，東京府区部共有地を借り煉化造等の家屋を建てて経営したいという出願が2件提出され，1件は三菱の岩崎弥太郎によるものであった。これはいずれも実現しなかったが，田口のいうような可能性の根拠といえるだろう(これについては，前掲石田「1881年の神田橋本町改良事業に関する研究」その2，で詳しく検討した)。
- 51) 従来のは貸家は6・7年間焼亡しなければ利があるとし，14年焼亡しなければ2倍，21年焼亡しなければ3倍(の資金を使った)堅牢なものが建てられるという計算である。煉瓦造(2階建て)の築造費は板屋の5倍以上に当たり(前掲 注—49参照)，田口のいうように簡単に煉化造高屋が建つ計算にはならない。
- 52) 十五区内選出府会議員による区部共有金会計に関する会議。この年の5月以降は府区部会がこれにあたる。
- 53) 前掲「1881年の神田橋本町改良事業に関する研究」参照。田口も神田橋本町買上げそのものには反対しなかった。
- 54) 慶応義塾教授などもつとめたが，一時官界に入り，後三井銀行取締役。ジャーナリストとして時事新報・朝野新聞などでも活躍した。
- 55) 肺病であったといわれ，43才の若さであった(木山1925など)。
- 56) 芳川顕正から内務卿山縣有朋にあてた「東京市区改正ノ儀ニ付上申」にえられた文書。ここでの引用文は資料—18中の「市区改正意見草案」によった。これは若干の朱筆が加えられている。
- 57) 例えば「東京湾湾の好況」(東京経済雑誌180号)などがあるが，この時期はやや少なく，1886年以降にまた増加する。
- 58) この論説は，「鼎軒田口卯吉全集」中の論文リストにのっていないので，田口自身の手になるものではないかも知れないが，内容的には田口の諸論文に近い。
- 59) 芳川意見書で築港にふれた部分は1個所だけで「他日市区ノ改正アリ品海築港ノ挙アルニ及ンテハ…」とあり，築港は後まわしに見える。
- 60) これについては柴田(1978:53~57)がやや詳しく紹介している。
- 61) 前掲，東京経済雑誌社，1880；田口，1884a；同1884bなど。
- 62) 大日本私立衛生会は1883年6月に創設された。現在の公衆衛生学会の前身である。
- 63) この経済的損失論は，裏家を建設し賃貸する者の「取揚ル処ノ金円」と裏家又はその近辺に居住する人の「医療費」を比較する議論である。これは基本的には別人に帰属するもので，差引償うかどうかという論議の外である。不在地主の多い(神田橋本町で権利者の54.5%，土地面積の71.4%は不在地主)裏家の場合，衛生的経済的損失は裏家居住者に，そこからの利得は裏家経営者に帰属するのである。
- 64) 西洋式借家をもって東京市区の改良をはかるべきだという説は，長与専齊(内務省衛生局長，東京市区改正審査委員)も述べている(長与，1886)。
- 65) 医家，慈恵会病院創設者。
- 66) 柴田徳衛，1968によって紹介された。しかし，柴田は隅外が批判した対象論文(松山，1885；長谷川，1888)の内容については検討していない。隅外の批判については，別論文(前掲，「1881年の神田橋本町改良事業に関する研究」)でやや詳しく検討したので，こ

- ここでは省略するが、森、1889による批判は本格的なものである。
- 67) 意見書の後半部分は、道路・橋梁・河川等々の具体的計画をのべている。
- 68) 芳川顕正は、1888年10月にひらかれた東京市区改正委員会の開会の演述においても、この意見書とほとんど同じ趣旨の理由をあげ「中央区ヲ劃スルノ議ヲ排シ市区全体ニ就テ改正スルノ計画ヲナス者トナシ」と述べている(資料-14, pp. 7~8)。
- 69) この時は十五区の区域が22平方哩5分の1あったが郡区の境界の錯雑をただし、16平方哩5分の1(約73%)をもって市区改正の面積とした(資料-8, pp. 4)。
- 70) この当時の区部の人口密度は、毎方哩=付39,884人(154.0人/ha)であった(資料-8, pp. 4)。
- 71) 芳川顕正は東京市区改正審査会の第1回(1885年2月)の席上においても、計画を広く定める事の必要性を次の様に強調している。「何レ着手ハ市区ノ中央ヨリ創メ徐々順ヲ追テ辺隅ニマデ及ホスノ積リナリ其ナレハ箇様ノ大体ノ計画ヲナスニ及ハサルベシトノ疑念モアルカナレトモ能ク考フレハ決シテ然ラス(中略)追々ハ茲ニ至ルノ目的ナリト予シメ示シテ置ケハ今後普請ヲナスモノモ其心掛ケモアルナルヘク又其路線ニ当リ堅牢ナル建築ニテモナスモノアレハ官ヨリ之ヲ差止ルコトモ出来ルヘシ」(資料-13)。最後に述べられている建築制限は、後に東京市区改正土地建物処分規則第4条にもり込まれた。

### 文 献 一 覧

- 伊藤ていじ  
1960 「日本都市史」『建築学大系2巻, 都市論・住宅問題』彰国社, pp. 109~191。  
1965 同上 新訂版, pp. 109~229。
- 石田頼房  
1980 「地域計画・都市計画の歴史」日本建築学会(編)『建築学便覧, I 計画編』5編1, 丸善
- 石塚裕道  
1971 「19世紀後半における東京改造論と築港問題」都立大学都市研究報告No.22, pp. 33~59。  
1972 「東京改造論と築港問題」『東京百年史』第2巻, 第3編第3章, pp. 923~968。
- 稲垣栄三  
1959 『日本の近代建築』丸善。  
1979 『日本の近代建築(上・下)』鹿島出版会。
- 上野勝弘  
1972 「市区改正」日本建築学会(編)『近代日本建築学発達史』第6編2章, 丸善, pp. 981~993。
- 小倉庫次  
1964 「東京市区改正条例前後(補遺)」『都市問題』55巻9号 pp. 78~81。
- 木山竹治  
1925 『松田道之』鳥取県教育会。
- 塩島仁吉  
1912 『鼎軒田口先生伝』経済雑誌社。  
1930 『田口鼎軒畧伝』東京経済学協会。
- 柴田徳衛  
1967 『現代都市論』東大出版会。  
1968 「日本の都市問題—初期の研究成果」都立大学都市研究会(編)『都市構造と都市計画』東大出版会。  
1976 『現代都市論(第二版)』東大出版会。  
1978 『日本の都市政策』有斐閣。
- 田口卯吉  
1879 「船渠開設ノ議」『東京経済雑誌』9号。  
1880 「東京論」同上 34号~38号。  
1881 「火災予防法」同上 53号~55号。  
1883 「東京湾濶ノ好況」同上 180号。  
1884 a 「東京城郭頼ムニ足ラズ」同上 225号。  
1884 b 「再び東京城郭ノ頼ムニ足ラザルヲ論ス」同上 230号。  
1885 a 「東京家屋ノ有様ヲ改良スルコト難カラス」同上 248号~251号。  
1885 b 「東京家屋ノ制限法ヲ設クルノ議」同上 263号~265号。
- 高木兼寛  
1884 「裏屋ノ建設ハ衛生上及経済上ニ害アリ」『大日本私立衛生会雑誌』18号, pp. 15~19。  
1885 「東京衛生事務ノ拡張ハ市区ノ改正ヲ要ス」同上 20号, pp. 4~9。
- 高木鉦作  
1960 「都市計画法」鶴飼信成(編)『日本近代法発達史』第9巻, pp. 130~160。  
東京経済雑誌社  
1880 「謹テ御下問ニ答ヘ奉ル覚書」『東京経済雑誌』45号, pp. 983~985。
- 東京都  
1969 『市区改正と品海築港』都史紀要25巻。
- 長与専斉  
1886 「借家ノ説」『大日本私立衛生会雑誌』35号, pp. 19~31。
- 長谷川泰  
1888 「東京市区改正委員諸君ニ望ム」『大日本私立衛生会雑誌』65号, pp. 719~730。

- 波多野承五郎  
 1881 a 「東京ノ新都」『郵便報知新聞』1881年2月18日付。  
 1881 b 「東京区画改正論」同上 1881年3月10・18日付。
- 松山棟庵  
 1885 「衛生上東京市区改正ノ必要ヲ論ス」『大日本私立衛生会雑誌』29号 pp. 22~30。
- 森林太郎 (鷗外)  
 1888 a 「Enthnographisch-hygienische Studie über Wohnhäuser in Japan」『鷗外全集』28卷, 岩波書店 pp. 471~490。  
 1888 b 「日本家屋説自抄」同上 pp. 42~48。  
 1889 「市区改正ハ果シテ衛生上ノ問題ニ非ルカ」同上 pp. 129~144。
- 資 料 一 覧
- |      |                   |      |       |                            |                            |
|------|-------------------|------|-------|----------------------------|----------------------------|
| 資料—1 | 東京都編『東京市史稿』変災篇第5卷 | 1917 | 資料—7  | 東京都編『東京市史稿』市街篇第68卷         | 1976                       |
| 資料—2 | '' '' 港湾篇第3卷      | 1926 | 資料—8  | 東京市区改正委員会編『東京市区改正事業誌』1919。 |                            |
| 資料—3 | '' '' 市街篇第64卷     | 1973 | 資料—9  | 東京府『東京府史府会篇』第2卷。           |                            |
| 資料—4 | '' '' '' 第65卷     | 1973 | 資料—10 | 『明治13年東京府会通常会議事録』1~14号     | 1880。                      |
| 資料—5 | '' '' '' 第66卷     | 1974 | 資料—11 | 『東京十五区会臨時會議事録』第1号,         | 1881                       |
| 資料—6 | '' '' '' 第67卷     | 1975 | 資料—12 | 『東京市区改正品海築港審査顛末』           | 1885                       |
|      |                   |      | 資料—13 | 『東京市区改正品海築港審査議事筆記』         | 1885                       |
|      |                   |      | 資料—14 | 『東京市区改正委員会議事録』第1卷          | 1888。                      |
|      |                   |      | 資料—15 | 東京都公文書館蔵『東京府日誌』卷16~26,     | 1880。                      |
|      |                   |      | 資料—16 | '' '' 卷27~38,              | 1881。                      |
|      |                   |      | 資料—17 | '' 『明治十三年起市区改正回            | 議録』1880~1885。              |
|      |                   |      | 資料—18 | 東京都公文書館蔵『明治十七年起稟申録 市       | 区取調委員局』1884~1885。          |
|      |                   |      | 資料—19 | 東京都公文書館蔵『自楠本正隆繼松田道之事       | 務引継書類』第1~19号, 1879年12月12日。 |
|      |                   |      | 資料—20 | 東京都公文書館蔵『臨時取調委員回議録第        | 一』1880。                    |
|      |                   |      | 資料—21 | '' 『臨時取調委員回議録第             | 二』1881。                    |
|      |                   |      | 資料—22 | 川上秀光『日本近代都市計画史年表           | 1978』                      |

## ON THE ISSUE OF DEMARCATION AND IMPROVEMENT

## OF THE CENTRAL DISTRICT OF TOKYO

Yorifusa Ishida

Center for Urban Studies, Tokyo Metropolitan University

*Comprehensive Urban Studies*, No. 7, 1979, pp. 15-34

A draft entitled "TOKYO CHŪŌ-SHIKU KAKUTEI NO MONDAI (The Issue of Demarcation and Improvement of the Central District of Tokyo)" was submitted to the members of the Tokyo prefectural assembly by Governor Michiyuki Matsuda in November 1880. It has been said in many papers that this draft was a proposition for the construction of a new port in Tokyo in place of Yokohama.

In this paper the author intended to reveal the actual issue that this draft presented, by investigating the original sources of this draft and related discussions at the time.

The main conclusions of this paper are as follows:

- 1) The meaning of "CHŪŌ-SHIKU KAKUTEI" was, literally, demarcation of the Central District of Tokyo.
- 2) By this policy Gov. Matsuda intended to reduce the planning area in order to reduce the amount of improvement works required.
- 3) Also involved in this plan was a move to drive out the poor and remove their back

yard tenement-houses from the Central District.

- 4) It was said that Gov. Matsuda's policy of "CHŪŌ-SHIKU KAKUTEI" was denied by the Researching Committee on civic improvement in 1880, and by his successor Gov. Yoshikawa in 1884.

The actual facts were that although the motion to reduce the "planning area" was denied, segregation of the poor from the Central District was the view of the majority.

- 5) The policy of "CHŪŌ-SHIKU KAKUTEI" was put in to practice in some other forms such as "BŌKARŌSEN and OKUJYŌ-SEIGEN KISOKU (Building Ordinance for Fire Protection)" and slum clearance and "improvement" of Kanda-Hashimoto-chō in 1881.